シモン・ボリーバルの「ネイション」観

Simón Bolívar and the concept of “nation”

頼田　敏之

はじめに

本論では 19 世紀初頭にスペイン領アメリカを解放した英雄の一人であるシモン・ボリーバル（Simón Bolívar, 1783-1830）の「ネイション」観について考察する。ネイション概念はフランス革命以降の国民国家建設の段階で各国の事情に合わせて醸成されたが、スペインにおいては 1812 年憲法、いわゆるカディス憲法でネイションの概念が明文化された。ナポレオンによる侵略とそれに対する独立戦争のさなかに公布されたもので、一般にはスペイン本国人にもアメリカ植民地人にもネイションの概念は普及されていない時代である。ボリーバルが生まれ育った 18 世紀末のベネズエラ社会は、白人を頂点とする人種別階層社会であった。先行研究によると独立時のベネズエラの人口はおおむね８０万人から９０万人で、白人が２５％、先住民が１５～２０％、メスティーソが５０％、黒人が５～１０％という人種構成が推定される。[Lynch 2007：9-10]、[Liévano Aguirre 2010：80] こういう特殊な多人種社会の中でボリーバルの独立闘争が進められた。しかし若い時期にヨーロッパに留学していたボリーバルは啓蒙思想家の書物を手にしており、基本的人権、平等、人民主権などの自由思想も理解していた。そこで本論ではボリーバルが行った 1819 年の

アンゴストゥーラ演説を取り上げて検討することにする。アンゴストゥーラ演説は、ボリーバルがいよいよ植民地を解放してスペイン王党軍を駆逐する実力をつけ、新国家建設を現実のものとする時期に憲法草案を作成して、それを議会に提示する際に行った演説である。演説のテキストを分析して彼の「ネイション」観を浮き彫りにするのが本論の目的である。

本論での分析の仕方は三段階のやり方で行う。第一は語彙的分析で、この演説の中で使用されている“nación”という言葉の用法を分析する。第二は文意解釈分析である。これは直接“nación”という言葉は使用されていないが、文意が「ネイション」に関連している部分を抽出してその内容を検討する。そして最後がこの二つの分析を踏まえてボリーバルの「ネイション」観を推定する総合分析である。

第１節　本論での「ネイション」の定義と区分。

分析を始めるに当たって、本論における「ネイション」の定義を明確にしておきたい。本論で取り上げる定義はスミスのネイションの定義に時間（１８００年～１８３０年頃まで）と領域（スペイン領アメリカとスペイン）の前提条件を付けるものとする。

本論の「ネイション」の定義：

１９世紀初頭のスペインおよびスペイン領アメリカにおける、
「歴史上の領域、共通の神話と歴史的記憶、大衆的・公的な文化、全構成員に共通の経済、共通の法的権利・義務を共有する、特定の名前のある人間集団。」
[Smith, 1991=2014：40]

第一段階の語彙的分析に先立って、“nación”という言葉の意味をさらに細かく分類するために以下のような区分をつけることにする。

１）政治的意味合いでの nación（国民）
２）民族的意味合いでの nación（民族）
３）歴史的意味合いでの nación（昔からの呼称）
４）制度的意味合いでの nación（国家という機構）
５）地域的意味合いでの nación（国家内国家、地方国家）

それぞれの用語について解説する。

１）政治的意味合いでの nación（国民）

これは「政治に参加できる市民」の集合体である。どういう市民が政治に参加する権利があるかはそれぞれの国の憲法によって定められる。たとえば成年男子で、読み書きの能力があり、ある一定の収入がある人間などである。後述する４）の国民国家の国民である。

２）民族的意味合いでの nación（民族）

これは同じ言語、神話、歴史、文化、慣習などを持つ「民族」の集合体である。必ずしも単一の民族だけで国家機構を構成しているわけではない。

３）歴史的意味合いでの nación（昔からの呼称）

過去から他国によって呼ばれている名称を指す。たとえば、ヨーロッパ大陸の西にあるイベリア半島の国は「スペイン」と「ポルトガル」である。日本は英語圏の人間からは Japan と呼ばれている。

４）制度的意味合いでの nación（国家という機構）

これは国民のような人の集合体ではなく、それを受け入れる器としての国家、機構としての国家である。ステート・ネイションに当たるものである。

５）地域的意味合いでの nación（国家内国家、地方国家）

一国の中に存在する地域的な自治意識の強い人民の集合体で、将来的には分離独立する可能性も秘めている。スペインのカタルーニャやバスク、英国のスコットランドなどがこれに相当する。

以上の分類はあくまでも便宜的なものであり、恣意的なものであって、次節の分析のために使用される区分である。歴史学や社会学における普遍的な分類ではない。

第２節　語彙的分析：“nación”の用法上の分析、１８の選択文における「ネイション」の意味。

引用例⇒DA-12（6.2）は１２ページ、第６段落、２番目の出現を示す。

選択文１．DA-101（1）

SEÑOR. ¡DICHOSO el ciudadano que bajo el escudo de las armas de su mando ha convocado la Soberañía Nacional para que ejerza su voluntad absoluta! Yo, pues, me cuento entre los seres más favorecidos de la Divina Providencia, ya que he tenido el honor de reunir a los representantes del pueblo de Venezuela en este augusto Congreso, fuente de la autoridad legítima, depósito de la voluntad soberana y árbitro del destino de *la Nación.*

仮訳：神よ！我が紋章のもとに、絶対的な意思を実行するために主権在民の国家最高会議を招集することができる私のような市民ほど幸せなものはおりません！私は神の摂理に恵まれた人々の仲間の一人として、ベネズエラ国民の代表者である人々をこの荘厳な会議に招集するという栄誉を与えてもらいました。この会議は正当な権力機関の源であり、最高の意思を預託された会議であり、また**国家**の運命に影響を与える調整者の会議でもあるのです。

考察：この文はアンゴストゥーラ演説の冒頭の部分である。新国家の建設に当たってこれから長い持論を述べるための最初の部分である。ここに表記されたnaciónは冠詞付きで大文字で記載されていることから、唯一無二の意味を含んでおり国体（nación de estado）としてのベネズエラ国家を指していると考えられる。分類は４）制度的意味合いでのnación（国家という機構）に該当する。

選択文２．DA-104 (8)

Al deprenderse la América de la Monarquía Española, se ha encontrado semejante al Imperio Romano, cuando aquella enorme masa cayó dispersa en medio del antiguo mundo. Cada desmembración formó entonces ***una nación*** independiente conforme a su situación o a sus intereses; pero con la diferencia de que aquellos miembros volvían a restablecer sus primeras asociaciones.

仮訳：アメリカ大陸がスペインの君主制から離脱した時に、古代にローマ帝国がばらばらに崩壊した時に起こったことと似たようなことが起きた。帝国の崩壊によって分解された各構成メンバーはそれぞれの置かれた状況に従いあるいは利益を求めて独立した**国家**を形成した。しかし我々とは異なる点があります。それはあのメンバーが再び元のような国家連合を作ったということです。

考察:ここでは「独立した」「ひとつの」「国」という意味で使われている。「ネイション」は基本的に人間の集合体の概念であるが、ここではローマ帝国が崩壊した後にできた個々の国家（西ゴート、フランク、ランゴバルド、ビザンツなど）を示唆していると推定できる。従って、３）歴史的意味合いでの nación（昔からの呼称）に分類される用法である。

選択文３．DA-106 (11)

Los anales de los tiempos pasados os presentarán millares de gobiernos. Traed a la imaginación ***las naciones*** que han brillado sobre la tierra, y contemplaréis afligidos que casi toda la tierra ha sido, y aún es, víctima de sus gobiernos.

仮訳：過去の歴史の年代記には幾千もの政府が記録されている。地上に輝いた**諸国家**を想像して注目してもらいたい。そしてこの地上ではほとんど

すべての土地で自分たちの政府の犠牲になって苦しんできた、今もまだ苦しんでいる受難の人々に目を向けてもらいたい。

考察：これは議員達に対して、ベネズエラ国民は生まれて間もない人民であり、間違った政治体制を選択するとたちまち元の奴隷制に立ち戻ってしまう危険性があると注意喚起している文脈の中にある文章である。そして過去の例を見れば世界には数多くの政治システムが存在していたが、それらはどれも人民を抑圧するものであると詠嘆している。こういう文脈から判断すると、ここでの nación は３）歴史的意味合いでの nación（昔からの呼称)、と４）制度的意味合いでの nación（国家という機構）の両方の意味を含むものと理解できる。

選択文４．DA-106 (12)

Muchas naciones antiguas y modernas han sacudido la opresión; pero son rarísimas las que han sabido gozar de algunos preciosos momentos de libertad; muy luego han recaído en sus antiguos vicios políticos; porque son los pueblos más bien que los gobiernos los que arrastran tras sí la tiranía.

仮訳：古代や近代の**多くの国家**が圧政を振り払いのけた。しかし貴重な自由の時を享受できた国家は稀である。すぐに古い政治的悪徳の世界に戻ってしまうのである。なぜならば専制君主に引きずられていくのは政府よりもむしろ人民であるからだ。

考察：前記の選択文３と同じく、世界の年代記を振り返りながら専制君主による抑圧する政府の数が多いことを述べるとともに、ここでは抑圧される側の人民がときの政治家や政府よりも専制君主についていく傾向があることについて述べている。従って nación についても選択文３と同様に、３）歴史的意味合いでの nación（昔からの呼称)、と４）制度的意味合いでの

nación（国家という機構）の両方の意味を含むものと判断する。

選択文５．DA-107 (13)

¿Qué república ha excedido en duración a la de Esparta, a la de Venecia? ¿El Imperio Romano no conquistó la tierra? ¿No tiene la Francia catorce siglos de monarquía? ¿Quién es más grande que la Inglaterra? ***Estas naciones***, sin embargo, han sido o son aristocracias y monarquías.

仮訳：スパルタやベネチアよりも永らえた共和国はあったであろうか？ローマ帝国は世界を征服したのではなかったか？フランスは１４世紀の間も君主制を維持したのではなかったか？イギリスよりも偉大なる国家は存在したであろうか？**これらの国家**は、しかしながら、貴族政か君主制であったし、今でもそうである。

考察：政治体制にかかわらず、過去に存在した歴史的国家について言及している。３）歴史的意味合いでの nación（昔からの呼称）である。

選択文６．DA-107 (14.1)

A pesar de tan crueles reflexiones, yo me siento arrebatado de gozo por los grandes pasos que ha dado nuestra República al entrar en su nobre carrera. Amando lo más útil, animada de lo más justo, y aspirando a lo más perfecto al separarse Venezuela de ***la nación española***, ha recobrado su independencia, su libertad, su igualdad, su soberanía nacional.

仮訳：このような苛烈な過去の考察にもかかわらず、わたしはわれわれの共和国がその高貴な進路に踏み出した偉大な歩みに、喜びで心が高揚しています。スペイン**国家**から切り離されるにあたって、最も有効なものを愛

し、もっとも正しいことに勇気づけられ、そしてもっとも完全なものを求めながら、ベネズエラは独立と、自由と、平等と、国民主権を獲得したのです。

考察：ベネズエラがスペイン帝国から分離されて独立を果たすという文脈であるので、スペインの国体、国家領域、国家機構からの分離である。従ってここでは４）制度的意味合いでの nación（国家という機構）が適切である。

選択文 7. DA-107 (14.2)

El primer Congreso de Venezuela ha estampado en los anales de nuestra legislación, con caracteres indelebles, la majestad del pueblo dignamente expresada, al sellar el acto social más capaz de formar la dicha de ***una nación.***

仮訳：第一回の憲法制定議会（注：１８１１－１８１２）は、**国民**の幸福をより多くもたらす効力のある社会条例を確固たるものにするにあたって、立派に表明された人民の威厳を、われわれの法律制定の年代記に不滅のものとして刻み付けたのである。

考察：ここでは「国民の幸福をより多くもたらす」という意味であるが、この「国民」というのは政治に参加できる国民だけではなく、広く一般的なベネズエラ人民を指す。それには複数の民族や地方の民衆も含まれるため、この nación には２）民族的意味合いでの nación（民族）と５）地域的意味合いでの nación（国家内国家、地方国家）の両方の意味が含まれると考える。

選択文 8. DA-108 (15.1)

Pero sea lo que fuere de este Gobierno con respecto a ***la Nación***

Americana, debo decir que ni remotamente ha entrado en mi idea asimilar la situación y naturaleza de dos estados tan distintos como el Inglés Americano y el Americano Español.

仮訳：しかしながら、**アメリカ国家**に関してはこの政府がどのようなものであれ、申し上げねばならないことは、アメリカのイギリス人（イギリスから来た合衆国の人々）とスペイン系アメリカ人（スペイン系のアメリカ生まれのわれわれ)、この二つの人々は大きく異なっており、そのおかれた状態や性質については類似しているとか同一視するというような考えを私は一切持ちません。

考察：一次資料の注記には、「ここでの“Americano”,“Nación Americana”という表現は los Estados Unidos de Norteamérica を指す。」と記載されている。[Bolívar, 1985：108]
従って該当するのは３）歴史的意味合いでの nación（昔からの呼称）である。

選択文 9. DA-108 (15.2)

Pues aún es más difícil adaptar en Venezuela las leyes del Norte de América. ¿No dice el *Espíritu de las Leyes* que éstas deben ser propias para el pueblo que se hacen; que es una gran casualidad que las de ***una nación*** pueden convenir a otra; que las leyes deben ser relativas a lo físico del país, al clima, a la calidad del terreno, a su situación, a su extensión, al género de vida de los pueblos; referirse al grado de libertad que la Constitución puede sufrir, a la religión de los habitantes, a sus inclinaciones, a sus riquezas, a su número, a su comercio, a sus costumbres, a sus modales? ¡He aquí el Código que debíamos consultar, y no el de Washington!

仮訳：ましてや、北アメリカの法律をベネズエラに適用することはもっともっと困難なことでしょう。「法の精神」においてはこのように述べているのではなかったでしょうか？すなわち、法律はそれを書く人民に適応したものでなければならない。**ある国**の法律がほかの国の法律になるのは極めてまれなケースであり、法律というものは国の物理的な側面、気候、土地の品質、その国の位置状況や広さ、そして人々の生活の仕方に見合ったものでなければならないと。法律はまた憲法が保障する自由の度合いや、住民の宗教や、彼らの性向や、生活の豊かさや、彼らの人数や商売、習慣、マナーなどにも言及しなければならない。今ここにあるものこそがわれわれが頼りにしなければならない法典であり、ワシントンの法典ではないのである！

考察：「法の精神」を引用して、ある国の法律がほかの国でも適用できるということは極めて稀であるという文意であるので、ここでは一般論としての国家、法律をも含む国家機構という意味であると判断するので、４）制度的意味合いでの nación（国家という機構）である。

選択文 10. DA-113 (28)

Un gobierno cuya única inclinación era la conquista, no parecía destinado a cimentar la felicidad de ***su nación***. Un gobierno monstruoso y puramente guerrero elevó a Roma al más alto esplendor de virtud y de gloria; y formó de la tierra un dominio romano para mostrar a los hombres de cuánto son capaces las virtudes políticas y cuán indiferentes suelen ser las instituciones.

仮訳：征服することだけが唯一のこだわりである政府は**その国民に**幸福の基礎を固めて与えることはなかった。怪物のような、純粋に戦闘的な政府がローマを徳と栄光のもっとも高みにある輝きの地位に持ち上げた。そし

て領土内においてはローマの支配を形成し、政治的な徳の力がいかに有能であるか、制度というものがそれほど重要ではないのではないかということを人類に示したのである。

考察:この文脈はローマの憲法が最も優れたものであると称賛したのちに、ローマが領土を拡大していく上で、その政府がいかに強力な権力を備えていたかが述べられている個所である。そして、単に武力で征服するだけでは人民に幸福を与えることはできないことを述べている。従ってここでは政府、機関としての国家ではなく、ローマ市民としての国民、広い領土にわたる多民族の国民が含まれるものである。よって、１）政治的意味合いでの nación （国民）と ２）民族的意味合いでの nación （民族）の両方の意味を持つ「ナシオン」である。

選択文 11. DA-113 (29)

Y pasando de los tiempos antiguos a los modernos encontraremos la Inglaterra y la Francia, llamando la atención de *todas las naciones* y dándoles lecciones elocuentes de todas especies en materias de gobierno..

仮訳：古代から近代に目を移すと、イギリスとフランスが登場する。この２国は世界中のあらゆる**国家**からの注目を集め、政府のあらゆる側面について雄弁な講義を他国に与えている。

考察：選択文１０に引き続いて、ローマから現代に目を移すと、イギリスやフランスでおきた革命が世界に与えた影響は計り知れないものであったという文脈である。ここでは世界のあらゆる国々という意味であるので、３）歴史的意味合いでの nación（昔からの呼称）に該当すると考える。

選択文 12. DA-113 (30.1)

Que no se pierdan, pues, las lecciones de la experiencia; y que las escuelas de Grecia, de Roma, de Francia, de Inglaterra y de América nos instruyan en la difícil ciencia de crear y conservar ***las naciones*** con leyes propias, justas, legítimas y sobre todo útiles.

仮訳:経験から学んだことは忘れないようにしよう。それはギリシャ、ローマ、フランス、イギリス、そしてアメリカ合衆国という学校が、適切で正しく、合法的で、何よりも有用な法でもって**国家**を創造し維持して行くための難しい学問において、これらの国々が我々に教えてくれるであろうことがらのことである。

考察：ここでは適切で正当な法によって創造し、維持せねばならない（複数の）国家体制を意味するので、４）制度的意味合いでの nación（国家という機構）が適用できる。

選択文 13. DA-113 (30.2)

No olvidando jamás que la excelencia de un gobierno no consiste en su teoría, en su forma, ni en su mecanismo, sino en ser apropiado a la naturaleza y al carácter de ***la nación*** para quien se instituye.

仮訳：決して忘れてはならないことは、すぐれた政府というものは、その理論や形態や機構の仕組みに依存するのではなく、治める**国民**の気質や性格に適応していることに基礎を置いているのである。

考察：文末の para quien se instituye から、制度を設立する対象としての nación であるので、1）政治的意味合いでの nación（国民）に該当する。

選択文 14. DA-114 (31)

Roma y la Gran Bretaña son *las naciones* que más han sobresalido entre las antiguas y modernas; ambas nacieron para mandar y ser libres; pero ambas se constituyeron no con brillantes formas de libertad, sino con establecimientos sólidos.

仮訳：ローマと大ブリテンは古代と近代においてそれぞれ突出して優れた**国家**である。両方とも統治するため自由になるために誕生した国家である。しかし両方とも輝かしい自由の形態ではなく、堅固な基礎の上に成り立った国家である。

考察：文末の sino con establecimientos sólidos. から、国民ではなく国家の基本体制、基本組織を意味している。従って４）制度的意味合いでの nación（国家という機構）に該当する。

選択文 15. DA-116 (36)

Se ha dicho con demasiada razón que la Cámara alta de Inglaterra es preciosa para *la nación* porque ofrece un baluarte a la libertad; y yo añado que el Senado de Venezuela, no sólo sería un baluarte de la libertad, sino un apoyo para eternizar la República.

仮訳：英国の上院は**国民**にとって非常に価値のあるものである。なぜならば、それは自由への後ろ盾となってくれるからである、と十分な理由と共に言われ続けてきた。。私はこれに付け加えるが、ベネズエラの上院は、自由の後ろ盾になるものであるだけではなく、共和国を永久に存続させる支えとなるものである。

考察：文意から、(上院は)「自由への後ろ盾、擁護者になってくれる」という意味となるので、それを享受する「ナシオン」とは受益者である国民

を意味することになる。従ってここは１）政治的意味合いでの nación（国民）に該当する。

選択文 16. DA-119 (44)

No seamos presuntuosos, Legisladores; seamos moderados en nuestras pretensiones. No es probable conseguir lo que no ha logrado el género humano; lo que no han alcanzado ***las más grandes y sabias naciones***. La libertad indefinida, la democracia absoluta, son los escollos a donde han ido a estallarse todas las esperanzas republicanas..

仮訳：われわれは慢心してはならない。議員諸君、我々の大きな計画においては慎重でなければならない。人類がこれまでに達成できなかったことを、過去の**偉大で賢明な諸国家**ができなかったことを我々が成し遂げられるわけがない。無制限の自由、絶対的な民主主義、それらはすべての共和国の希望を粉々にする暗礁である。

考察：el género humano はここでは人類、これまでの歴史上の人類が達成できなかったことを意味している。それに続く文での naciones であるので、３）歴史的意味合いでの nación（昔からの呼称）が該当する。

選択文 17. DA-122 (53)

Aumentando en la balanza de los poderes el peso del Congreso por el número de los legisladores, y por la naturaleza del Senado, he procurado darle una base fija a este primer cuerpo de ***la nación*** y revestirlo de una consideración importantísima para el éxito de sus funciones soberanas.

仮訳：権力のバランスにおいて、代議員の数と世襲上院議員の特性によっ

て議会の重みが増す中で、私は**国家組織**のこの第一の組織体に確固たる基盤を与えた。そして議会が最高の機能を果たせるように十分配慮した。

考察：政治的な基礎、安定性を nación に与えようとしたという意味から、ここでは組織としての国家を意味すると考えられるので、４）制度的意味合いでの nación（国家という機構）に該当する。

選択文 18. DA-125 (61)

Hombres que se han desprendido de todos los goces, de todos los bienes que antes poseían, como el producto de su virtud y talentos; hombres que experimentado cuanto es cruel en una guerra horrorosa, padeciendo las privaciones más dolorosas y los tormentos más acerbos; hombres tan beneméritos de la patria, han debido llamar la atención del Gobierno. En consecuencia he mandado recompensarlos con los bienes de *la nación*.

仮訳：すべての喜び、自らの徳と才能によって以前は所有していたすべての財産を放棄させられた人々、痛々しく激しいあらしによって剥奪され、恐ろしい戦争でとてつもない残酷な目にあった人々、祖国の栄誉に値する人々、そういう人々に政府はしっかりと目を向けねばならなかった。その結果、私は**国家**の資産から分け与えて彼らに賠償で報いることを命じた。

考察：自らの資産を犠牲にして独立戦争に貢献した人々を対象に、国家から何らかの補償を与えるという文意である。従ってここでは４）制度的意味合いでの nación（国家という機構）が相応しい。

語彙的分析のまとめ。

以上、ここまでアンゴストゥーラ演説の中に表出された nación という語彙を含む１８の引用文を、５つの語彙のカテゴリーによって分類してき

た。分析の基準はそれぞれの文章における文意と文脈の流れにおける nación の意味である。ここで５つの語彙のカテゴリー別にその頻出度を比較してみる。結果は以下の通りであった。

語彙のカテゴリー		頻出回数
１）政治的意味合いでの nación	（国民）	３回
２）民族的意味合いでの nación	（民族）	２回
３）歴史的意味合いでの nación	（昔からの呼称）	７回
４）制度的意味合いでの nación	（国家という機構）	９回
５）地域的意味合いでの nación	（国家内国家、地方国家）	１回

上記の結果には一つの選択文について複数の判定の場合があるので、頻出回数の合計は選択文の数とは一致しない。語彙のカテゴリーは大きく二つの群に分けられる。それは１）と２）の人間系と３）から５）の組織系である。この演説でボリーバルは圧倒的に（５：１７の比率）組織系のカテゴリーとしての nación を使っている。このことによってボリーバルの念頭にあるのは国家建設が主題であり、国民への関心が深くはなかったと言い切れるであろうか。なぜ「組織」としての nación のほうが使用頻度は多く、「人」としての nación が少ないのか。ここで「ネイション」の定義に立ち戻って考察すると、１８１９年時点におけるベネズエラには、白人、パルド（混血）、インディオ、黒人などの多人種からなる人の集合体で成り立つ植民地社会が存在していたが、どの人種もベネズエラという領域を一行政区域としては認識していたとしても、住民はベネズエラを共通の故国と捉えていたわけではない。また、それぞれの人種は固有の神話を保有していたが共通の神話や歴史的な記憶、伝説があったわけではない。大衆的なあるいは公的な文化も経済も法的権利や義務も共通のものは存在せず、従って「ネイション」を構成する要素がまだ存在していなかったといえる。つまり現実には「ネイション」はまだ存在していなかったのである。この点については Lynch も以下のように述べている。

In so far as there was a nation it was a creole nation, for the castes had only an obscure sense of national identity, and the Indians and Negroes none at all. [Lynch, 1986：25]
拙訳：ネイションが存在していたとするならば、それはクリオーリョのネイションであった。カースト(混血)にとっては国民的なアイデンティティは単なる漠然とした感覚であったし、先住民や黒人はそのような観念は全くもっていなかった。

一方、国家組織としての nación は目の前にある新国家建設という直近の現実である。つまり、解決しなければならない現実としてのステート・ビルディングと現実には存在していない「ネイションの理念追求的な側面」との対比である。ボリーバルの nación という用語の使用認識においては、組織としての nación というものが優先されたのはこの理由によると推測される。ではボリーバルの思想にも「人」としての nación の概念は薄弱なものであったかというと、それは否である。むしろボリーバルの思想においては「ネイションの理念追求的な側面」が大きな問題として認識されていた。次節ではその具体例をアンゴストゥーラ演説のテキストの中から抽出して、彼の「ネイション」観を分析する。

第３節　文意解釈分析：「ネイション」に関わる記述の分析

本節では文意解釈分析の対象になると考え選択した２０の文章を、仮訳とともに以下に列挙し最後に考察を述べる。

（1）２０の選択文

選択文 19. DA-103 (5)
La continuación de la autoridad en un mismo individuo frecuentemente ha sido el término de los gobiernos democráticos.

Las repetidas elecciones son esenciales en los sistemas populares, porque nada es tan peligroso como dejar permanecer largo tiempo en un mismo ciudadano el poder. El pueblo se acostumbra a obedecerle y él se acostumbra a mandarlo; de donde se origina la usurpación y la tiranía.

仮訳：一人の人物が権限を保有し続けることはしばしば民主的な政府の終わりを意味しました。繰り返される選挙は国民主体の制度においては非常に重要なことです。なぜなら一市民を長い期間、権力の座に置いておくことほど危険極まりないことはないからです。人々は彼に従うことに馴らされ、彼は国民に命じることに慣れてしまいます。そこから権力の簒奪や専制政治が生まれるのです。

選択文 20. DA-104 (8)

Nosotros ni aun conservamos los vestigios de lo que fue en otro tiempo; no somos europeos, no somos indios, sino una especie media entre los aborígenes y los españoles. Americanos por nacimiento y europeos por derechos, nos hallamos en el conflicto de disputar a los naturales los títulos de posesión y de mantenernos en el país que nos vio nacer, contra la oposición de los invasores; así nuestro caso es el más extraordinario y complicado.

仮訳：われわれは過去の時代の遺産や、足跡のようなものは何一つ保持していない。われわれはヨーロッパ人でもなければインディオでもない、われわれは先住民とスペイン人の中間に存在する種族である。生まれはアメリカ人であるが法的にはヨーロッパ人である。われわれは土着の人間と土地所有については争いながら、一方で自分が生まれた国を侵略者から守ろうとしている。このようにわれわれの置かれている状態は最も特殊であり複雑なものである。

選択文 21. DA-105 (9.1)

Uncido el pueblo americano al triple yugo de la ignorancia, de la tiranía, y del vicio, no hemos podido adquirir ni saber, ni poder, ni virtud. Discípulos de tan perniciosos maestros, las lecciones que hemos recibido, y los ejemplos que hemos estudiado, son los más destructores. Por el engaño se nos ha dominado más que por la fuerza; y por el vicio se nos ha degradado más bien que por la superstición.

仮訳：アメリカの人々は三重のくびきに繋がれていた。すなわち、無知と圧政と悪徳である。そのためにわれわれは知識を得ることも力を得ることも徳を得ることもできなかった。あまりにも有害な先生についた弟子であったために、我々が受けた教育や、我々が学んだ事例は、もっとも破壊的なものであった。力によってというよりはまやかしによって支配されていた。迷信によってではなく悪徳によってわれわれは堕落させられた。

選択文 22. DA-105 (9.2)

Así, legisladores, vuestra empresa es tanto más ímproba cuanto que tenéis que constituir a hombres pervertidos por las ilusiones del error y por incentivos nocivos. La libertad, dice Rousseau, es un alimento suculento pero de difícil digestión. Nuestros débiles conciudadanos tendrán que enrobustecer su espíritu mucho antes que logren digerir el saludable nutritivo de la libertad.

仮訳：このように、代議士諸君、諸君のやらねばならない事業はあまりにも過酷なものである。それは偽りの幻想を抱いて有害な刺激を受け、堕落している人間を更生させなければならないという使命である。自由は、ルソーが言っているように、滋養に富むものだが消化のしにくいものである。

われわれの弱い市民達は、自由の健康的な滋養を消化するようになる前に、まず自分たちの精神を強化しなければならない。

選択文 23. DA-108 (15)

¿No sería muy difícil aplicar a España el código de libertad política, civil y religiosa de Inglaterra? Pues aún es más difícil adaptar en Venezuela las leyes del Norte de América. ¿No dice el *Espíritu de las Leyes* que éstas deben ser propias para el pueblo que se hacen; que es una gran casualidad que las de una nación pueden convenir a otra; que las leyes deben ser relativas a lo físico del país, al clima, a la calidad del terreno, a su situación, a su extención, al género de vida de los pueblos;-----

仮訳：イギリスの政治的、市民的、宗教的自由の法典をスペインにも適用することは非常に困難なことではないのでしょうか？ましてや、北アメリカの法律をベネズエラに適用することはもっと困難なことでしょう。「法の精神」においては次のように述べているのではなかったでしょうか？すなわち、法律はそれを作る国民に適応したものでなければならない。ある国の法律がほかの国の法律にも適用できるのは極めてまれなケースであり、法律というものは国の物理的な側面、気候、土地の品質、その国の位置状況や広さ、そして人々の生活の仕方に見合ったものでなければならないと。

選択文 24. DA-109 (20)

Mas por halagüeño que parezca y sea en efecto este magnífico sistema federativo, no era dado a los venezolanos ganarlo repentinamente al salir de las cadenas. No estábamos preparados para tanto bien; el bien, como el mal, da la muerte cuando es súbito y excesivo.

仮訳：しかしこの連邦主義制度が見た目にも、また実際にもどんなに素晴らしいものであったにせよ、それは鎖から解放されたベネズエラの人々がすぐに手に入れられるものではなかった。われわれはそれほど準備ができてはいなかった。良いことは悪魔的なことと同じように、突然に現れてもあるいは過剰であっても、それはすぐに消えてしまうものである。

選択文 25. DA-110 (22)

Tengamos presente que nuestro pueblo no es el europeo, ni el americano del Norte, que más bien es un compuesto de Africa y de América, que una emanación de la Europa; pues que hasta la España misma deja de ser europea por su sangre africana, por sus instituciones y por su carácter. Es imposible asignar con propiedad a qué familia humana pertenecemos. La mayor parte del indígena se ha aniquilado, el europeo se ha mezclado con el americano y con el africano, y éste se ha mezclado con el indio y con el europeo. Nacidos todos del seno de una misma madre, nuestros padres, diferentes en origen y en sangre, son extrangeros, y todos difieren visiblemente en la epidermis; esta desemejanza trae un reato de la mayor trascendencia.

仮訳：以下のことをしっかりと心に留めていただきたい。われわれの民衆はヨーロッパ人でもなければ北アメリカ人でもない。われわれにはヨーロッパから醸し出されたというよりもむしろアフリカとアメリカのブレンドの香りがすると言える。そしてスペインですら、その自らが持つアフリカの血と制度と性格から、ヨーロッパ的であることを放棄している。われわれがどの家系に属しているのか正確に確定することは不可能である。先住民の大部分は絶滅させられており、ヨーロッパ人はアメリカ人やアフリカ人と混血し、そしてアフリカ人はまた先住民やヨーロッパ人と混血して

いる。すべての者が一人の同じ母親の体内から生まれたが、われわれの父親は、生まれた場所や血統も違って、外国人であり、外見上は肌の色がみんな異なっている。この相違が最も重要なことである。

選択文 26. DA-111 (25)

Las reliquias de la dominación española permanecerán largo tiempo antes que lleguemos a anonadarlas; el contagio del depotismo ha impregnado nuestra atmósfera, y ni el fuego de la guerra, ni el específico de nuestras saludables Leyes han purificado el aire que respiramos. Nuestras manos ya están libres, y todavía nuestros corazones padecen de las dolencias de la servidumbre. El hombre, al perder la libertad, decía Homero, pierde la mitad de su espíritu.

仮訳：スペイン支配の遺物はわれわれがそれらを消滅させるまで長い間存在し続けるであろう。専制主義の汚染はわれわれの社会環境に染み込んでいて、戦争の火器もわれわれの健全な法律という特効薬もわれわれが呼吸している空気を清浄化できなかった。われわれの手は自由になってはいても、われわれの心はまだ奴隷状態という病を患ったままである。ホメロスはこう言っている、人は自由を奪われると精神の半分を失うと。

選択文 27. DA-112 (27)

La República de Tebas no tuvo más vida que la de Pelópidas y Epaminondas; porque a veces son los hombres, no los principios, los que forman los gobiernos. Los códigos, los sistemas, los estatutos por sabios que sean son obras muertas que poco influyen sobre las sociedades：¡hombres virtuosos, hombres patriotas, hombres ilustrados constituyen las repúblicas!

仮訳：テーベの共和国はペロピダスやエパメイノンダスが存在した期間以上は存続しなかった。なぜなら政体というものは原理原則ではなく時には人によって作られたものであったからである。法典や制度や法令がどんなにりっぱなものであっても、社会に与えられる影響はほとんどない死んだ文字となる。徳のある人間、愛国心のある人間、教養のある人間、そういう者たちが共和国を建設するのである！

選択文 28. DA-113 (29)

La Revolución de estos dos grandes pueblos, como un radiante meteoro, ha inundado al mundo con tal profusión de luces políticas, que ya todos los seres que piensan han aprendido cuáles son los derechos del hombre y cuáles sus deberes; en qué consiste la excelencia de los gobiernos y en qué consisten sus vicios. Todos saben apreciar el valor intrínseco de las teorías especulativas de los filósofos y legisladores modernos.

仮訳：この二つの偉大な人民の革命は、煌めく流星のごとく、世界中に政治の輝きを満ち溢れさせた。そしてすべての考える人々は、何が人間の権利であり、何が義務であり、政府の秀逸さが何であり、欠陥が何であるかを学んだ。すべての人々が、近代の哲学者や立法者の思索的な理論に本来備わっている価値を認めた。

選択文 29. DA-113 (30)

Que no se pierdan, pues, las lecciones de la experiencia; y que las escuelas de Grecia, de Roma, de Francia, de Inglaterra y de América nos instruyan en la difícil ciencia de crear y conservar las naciones con leyes propias, justas, legítimas y sobre todo útiles. No olvidando jamás que la excelencia de un gobierno no consiste en su teoría, en su forma, ni en su mecanismo, sino en

ser apropiado a la naturaleza y al carácter de la nación para quien se instituye.

仮訳:経験から学んだことは忘れないようにしよう。それはギリシャ、ローマ、フランス、イギリス、そしてアメリカ合衆国という学校が、適切で正しく、合法的で、何よりも有用な法でもって国家を創造し維持して行くための難しい学問において、これらの国々が我々に教えてくれるであろうことがらのことである。決して忘れてはならないことは、すぐれた政府というものは、その理論や形態や機構の仕組みに依存するのではなく、治める国民の気質や性格に適応していることに基礎を置いているのである。

選択文 30. DA-114 (31)

Así, pues, os recomiendo, Representantes, el estudio de la Constitución Británica que es la que parece destinada a operar el mayor bien posible a los pueblos que la adoptan; pero por perfecta que sea, estoy muy lejos de proponeros su imitación servil. Cuando hablo del Gobierno Británico sólo me refiero a lo que tiene de republicanismo, ----------Yo os recomiendo esta Constitución como la más digna de servir de modelo a cuantos aspiran al goce de los derechos del hombre y a toda la felicidad política que es compatible con nuestra frágil naturaleza.

仮訳：このことから、代議士諸君、諸君に勧めたいのは、英国憲法を研究することである。それは国民をできるだけ良い方向に導くもののように見受けられるからであるが、しかしそれがどれほど完璧なものであったとしても、だからといって私は盲目的にそれを真似よというのではない。私がイギリス政府に言及するときは、その共和国体制のみについて触れているのである。・・・・・・・・私は諸君にこの憲法がもっとも価値のあるモデルとして推薦する。これは人間の諸権利が誰にでも与えられるという喜

びと、我々の脆い性質と相性の良い政治的な幸福を追い求める憲法であるからだ。

選択文 31. DA-117 (37)

Por más que se examine la naturaleza del Poder Ejecutivo en Inglaterra, no se puede hallar nada que no incline a juzgar que es el más perfecto modelo, sea para un reino, sea para una aristocracia, sea para una democracia. Aplíquese a Venezuela este Poder Ejecutivo en la persona de un Presidente, nombrado por el pueblo o por sus representantes, y habremos dado un gran paso hacia la felicidad nacional.

仮訳：イギリスの行政権の性質を研究すればするほど、王国にとっても、貴族政にとっても、民主制にとっても、それがもっとも完璧なモデルであると判断せざるを得ないことが分かるであろう。ベネズエラにはこの強力な行政権を、国民あるいはその代表によって指名される大統領という個人に与えればよい。そうすれば国家の安寧に大きな一歩を踏み出すことになるであろう。

選択文 32. DA-121 (49)

El amor a la patria, el amor a las leyes, el amor a los magistrados, son las nobles pasiones que deben absorber exclusivamente el alma de un republicano. Los venezolanos aman la patria, pero no aman sus leyes; porque éstas han sido nocivas y eran la fuente del mal. Tampoco han podido amar a sus magistrados, porque eran inicuos, y los nuevos apenas son conocidos en la carrera en que han entrado. Si no hay un respeto sagrado por la patria, por las leyes y por las autoridades, la sociedad es una confusión, un abismo; es un conflicto singular de hombre a hombre,

de cuerpo a cuerpo.

仮訳：祖国への愛、法律への愛、指導者への愛、それらは何よりも共和国人の心を取りこむに違いない高貴な熱情である。ベネズエラ人は祖国を愛するが、その法を好きにはならない。なぜならば、法はこれまでは有害で悪を生み出すものであったからである。またその指導者にも好感をもたなかった。なぜならば、彼らは不公正であったし、新しい人たちはまだその貢献度を示してはいないからである。もし祖国や、法や、指導者を思う神聖な尊敬の念がなければ、社会は混乱をきたし、深い対立の場となる。それは単なる人と人との、集団と集団との争いとなるだけである。

選択文 33. DA-121 (50)

Para sacar de este caos nuestra naciente República, todas nuestras facultades morales no serán bastante si no fundimos la masa del pueblo en un todo; la composición del gobierno en un todo; la legislación en un todo; y el espíritu nacional en un todo. Unidad, unidad, unidad, debe ser nuestra divisa. La sangre de nuestros ciudadanos es diferente, mezclémosla para unirla; nuestra Constitución ha dividido los poders, enlacémoslos para unirlos;-------

仮訳：この混沌の中からわれわれの生まれたばかりの共和国を救い出すことを考えると、もし国民大衆を、政府の構造を、法制度を、そして国民の精神を一つに融合することができなければ、我々のすべての道徳心だけではその混沌から助け出す力は十分ではないであろう。団結、団結、団結、それが我々のモットーでなければならない。われわれ市民ひとりひとりの血は異なっているが、一つになるために混血せねばならない。憲法は権力を分立させているが、われわれは団結するために一つにならねばならない。

選択 34. DA-121 (51)

La educación popular debe ser el cuidado primogénito del amor paternal del Congreso. Moral y luces son los polos de una República, moral y luces son nuestras primeras necesidades.

仮訳:公教育は議会の父性愛的情熱をこめた最優先課題とせねばならない。道徳と啓蒙は共和国の２本柱であり、それらは我々に最も必要なものである。

選択文 35. DA-122 (52)

Al proponeros la división de los ciudadanos en activos y pasivos, he pretendido excitar la prosperidad nacional por las dos más grandes palancas de la industria：el trabajo y el saber. Estimulando estos dos poderosos resortes de la sociedad, se alcanza lo más difícil entre los hombres, hacerlos honrados y felices.

仮訳：市民を能動市民と受動市民に分けることを提案するのは、経済活動のもっとも大きな二つの梃子によって国家の繁栄を活性化させるためである。その二つの梃子とは労働と知識である。これらの社会の強力なばねを刺激して、その力で人間社会で最も困難であること、すなわち人を誇り高きものにして幸福にするのである。

選択文 36. DA-123 (55)

Meditando sobre el modo efectivo de regenerar el carácter y las costumbres que la tiranía y la guerra nos han dado, he sentido la audacia de inventar un Poder Moral, sacado del fondo de la oscura antigüedad, y de aquellas olvidadas leyes que mantuvieron algún tiempo la virtud entre los griegos y romanos.

仮訳：専制政治や戦争がわれわれに与えた特性や習慣を再生する効果的なやり方について思いを巡らせながら、私は『道徳府』を創設するという思い切った提案を申し上げた。これは古代の暗闇の底から浮かび上がってきたもので、ギリシャ人やローマ人たちの徳をある期間維持していた忘れ去られた法律から生まれてきたものである。

選択文 37. DA-124 (59.1)
Yo imploré la protección del Dios de la humanidad, y luego la redención disipó las tempestades. La esclavitud rompió sus grillos, y Venezuela se ha visto rodeada de nuevos hijos, de hijos agradecidos que han convertido los instrumentos de su cautiverio en armas de libertad. Sí, los que antes eran esclavos ya son libres; los que antes eran enemigos de una madrastra, ya son defensores de una patria.

仮訳：私は人類を守ってくれるように神に嘆願した。やがて神の救いが嵐を追い払った。奴隷制はその足かせを外し、ベネズエラは新しい息子たち、捕らわれの身の道具を自由の武器に変えた息子たちに取り囲まれた。そうなのだ、かつて奴隷であった人々はもはや自由なのだ。以前は継母（スペイン）の敵であった人々が今は祖国の守り神なのだ。

選択文 38. DA-124 (59.2)
Yo abandono a vuestra soberana decisión la reforma o la revocación de todos mis Estatutos y Decretos; pero yo imploro la confirmación de la libertad absoluta de los esclavos, como imploraría mi vida y la vida de la República.

仮訳：私は私が提出したすべての法令や命令の中身を改正したり取り消し

たりすることについては諸君の崇高なる決定にゆだねる。しかし奴隷たちの絶対的な自由を確定することだけは、私の人生と共和国の永続のことをお願いするのと同じように、諸君に嘆願するものである。

（2）選択文についての５つの考察

ボリーバルの「ネイション」観を検討するための視点から考えると、国民の精神性や政治に関する主張が重要である。その観点からここに５項目を挙げる。これらの考察の重要度は次のような順序になると考える。

１．アメリカ革命とフランス革命
２．イギリス
３．奴隷制
４．アイデンティティと教育
５．政治体制に関する主張

以下においてはこの順序に従って考察を述べることにする。

１．アメリカ独立革命とフランス革命

選択文 28 で述べている「この二つの偉大な人民の革命」とはアメリカの独立革命とフランス革命を指している。ボリーバルはどちらの革命運動もスペイン領アメリカには不適であるとしてその精神に偏ることはしなかった。その理由はこの二つの革命の構成をなす平民階級の状況がスペイン領アメリカのそれとは大きく条件が異なっていたからではないかと推察する。まず、北米アメリカの独立であるが、①入植者の違い、②先住民の存在と独立運動への参画に関しての差異、③独立後のヴィジョンの違いの３点を挙げることができる。入植者の違いとは、アングロサクソン人とラテン人との違いと言い換えてもよい。宗教や労働観の相違により根本的に考え方が異なる点がある。イギリス人はピューリタン的な勤労意識によって自ら労働に手を染める。一方、スペイン人とクリオーリョは人種による階層区分を明確に分けてそれぞれがなすべき労働を分担させている。先住

民の差異については、北アメリカではスペイン領アメリカのようにアステカ、マヤ、インカのような先住民の巨大帝国は存在していなかった。東海岸における主な先住民部族は、ニューヨーク北部や五大湖周辺のイロコイ語系の５部族からなるイロコイ族連合があり、マサチューセッツ周辺にアルゴンキン語系の３部族やピークォート族などが分散している状態であった。大西洋中部にはデラウェア族が唯一有力な部族であった。また東海岸の西部にはアルゴンキン語系のショーニー族やイロコイ語系の有力なチェロキー族がいたとされている。［五十嵐、福井、1998：15-16］　このように先住民は分散していたため英国からの植民者は先住民の各部族を比較的容易に個別に駆逐することができたのである。従って英国軍との戦闘においても主体は植民地人（白人）であり、スペイン領アメリカのような混血や先住民ではなかった。あくまでも本業が農民であった植民地人の民兵であった。彼らはスペインの対ナポレオン戦争の時と同じように、イギリスの正規軍に対して「森の中や岩陰から攻撃する、インディアン・スタイルのゲリラ戦を展開したのであった。」［ibid.：111-112］最後に、独立後のヴィジョンについては1823年のモンロー宣言以降のアメリカ合衆国の国土拡大政策が示すように、未開拓地（白人にとっての未開拓地であって先住民にとっては既存の土地）を開拓して国家を発展させるという考え方であった。これはメキシコなど他国を侵略することにもなりかねない政策であったが、ボリーバルはこのような考え方は持たなかった。むしろ専守防衛といえるぐらいの独立国家の維持に専念する考え方である。決して、例えば旧ポルトガル領のブラジルや、フランス、オランダなどの植民地であったカリブの島々を新独立国に併合しようとは考えなかった。

次にフランス革命であるが、①市民化の違い、②啓蒙思想の不適用、③過激な政治手法の３点を挙げることができる。まず、政治市民としてまた産業資本家としての市民の数がフランスと比較すると南米には極めて少なかった。先住民やパルド（アフリカ系の混血）には経済力が不足していたので市民となる段階ではなかった。そして教育水準も低く識字率も低かったので新しい思想に触れる機会もなく、伝統的、保守的な性向からは逸脱

することはまれであった。自分たちが居住する村にこだわり地方に分散しているので、中央政府から見ると地方分権主義者に、またそこから発展して連邦主義に傾くかもしれないという懸念もある。現実にはクリオーリョが先導する独立運動であるが、指導者のリーダーシップや知的水準が仮にフランス革命の指導者たちのそれと同等であったとしても、それに続く民衆のレベルに大きな格差があったため民衆が主体となれるような社会的状況ではなかったのである。フランスには大商人や金融家や実業家、そして農村には大富農がいた一方で、職人や町の店主や商人のような一般の経済力の弱い民衆もいた。それらの中から力をつけた者がブルジョアとして生まれてきた。福井によると、「当時の定義でブルジョア、つまり市民というのは、一定期間以上同一の町に家を持って居住し、税を納めて市政に貢献している男性の平民のことをいった。」［ibid.：249］　スペイン領アメリカではメスティーソや先住民や解放奴隷からこのような市民がなかなか生まれなかった。民衆が独立運動の主体となるための条件となる資本主義が未発達であったからである。アセンダード（大農場経営者）の中に農地や機械に投資して商品販売を拡大する利潤追求型の資本家がいたとしても、自由に労働力を提供して適切な賃金を受け取り、自由に消費と貯蓄ができるような賃金労働者が極めて少ない奴隷制を基盤とした経済体制であったためである。従ってスペイン領アメリカの独立戦争はフランスの市民革命とは性質の異なるものである。また二点目の啓蒙思想は、人間は自由であること、平等であること、そして自立した個人が私的所有を確保できるということを共有する思想である。しかしこの考え方が広く一般に広まるとスペイン領アメリカにおいては社会の上層部を占有しているクリオーリョ層にとっては問題となる。人口の数が圧倒的に多いパルド層や少数派である先住民や黒人がそのような啓蒙的な考え方を盾に権利を要求し、それが通らない現実に不満を募らせると抑圧された植民地体制下で教育も与えられなかった民衆には暴挙に訴えるしかないという社会的リスクが発生するからである。最後にフランス革命政府のジャコバン派の過激な恐怖政治はボリーバルが理想とする共和制国家の姿ではなく、一部の権力

集団が独裁体制を敷くようなやり方を独立後の新国家に適用するのは受け入れ難いためフランス革命の体制を採用しなかったと推察する。

２．イギリスについて

選択文 30 と 31 に共通する議論は、ボリーバルはなぜイギリスをモデルにしたのか、ということである。

演説の中でボリーバルはローマとイギリスは古代と近代における傑出した国家であると述べ、議員に向かって「イギリス憲法を研究せよ」と具体的に作業を指示している。（選択文 30）そして「イギリスの行政権の性質を研究すればそれがもっとも完全なモデルであることが分かるであろう。」とも述べている。（選択文 31）これほどまでにボリーバルがイギリスを手本と見定めた理由は何であろうか。主な理由として以下の５つのことが考えられる。第一に、ボリーバルはイギリスがどのような国であるかを体感していたことである。独立戦争直前の第三回目の欧州訪問でベネズエラ政府代表としてイギリスに滞在している間に、立憲政治の制度や運用の実態を見聞し、同時にイギリスの社会制度、日常文化にも触れて多いに感化されていたことが挙げられる。サルセド＝バスタルドによれば、ロンドン滞在期間は二か月ほどで短期間であったが、この間にボリーバルはイギリスの生活と国民が好きになった。それはスペイン領アメリカの人民には備わっていない平穏、尊敬、尊厳、繊細さ、そして実践主義を重んじるイギリス人の特性によって暴力のない社会で自由と民主主義が実現されていたと感じたからである。[Salcedo-Bastardo, 2006：56]　第二に、スペイン領アメリカの独立戦争中のヨーロッパの国際関係におけるイギリスの優位性である。ナポレオンの没落後、１８１５年以降はいわゆるウィーン体制となっていたが、ヨーロッパの協調による安全保障体制の中で、ロシアやオーストリアなどの列強がフェルナンド７世のスペインを支援しようとした。そしてその支援の延長にはスペイン領アメリカへの介入が目論まれていた。これにイギリスは反対した。イギリスは自国製品にとっての重要な市場となるであろうスペイン植民地を単独で確保したかったからである。

列強はナポレオン戦争の終結に最も貢献したのはイギリスであったことを認識しており、イギリスも巧みな外交術で説得に当たったのでスペイン領アメリカへの介入は起きなかった。しかしこのようなイギリスをボリーバルは、反スペインの立場を取る国であると判断した。第三にはマダリアーガ（Salvador de Madariaga, 1886-1978）が言うように、他のクリオーリョたちと同じようにボリーバルにも、イギリスがモンテスキューやボルテールやルソーの思想を具現化した国家に見えたからである。[Madariaga, 1979：680]　フランス革命のように過激なやり方ではなく立憲君主制を打ち立てた国制に対する憧憬の念であり、現実的にも資金や武器や傭兵を調達できる国であったことである。第四にはイギリスの軍事力が挙げられる。1805 年のトラファルガー海戦の勝利は決定的であり、イギリスは列強の中でも抜きん出て圧倒的な海軍力を保持し、大西洋の制海権を押さえていたという現実があった。最後に、イギリスが 1806 年から 1807 年のラプラタ地方への侵略に失敗した後に、植民地支配のやり方を貿易優先主義に転換したからである。このような理由によりボリーバルはその当時最も勢いのあった、これからパックス・ブリタニカ時代を迎えようとしていたイギリスの政治制度や社会制度を自らが建国する新国家の手本としたと考えられる。

３．奴隷制

選択文 37 と 38 は奴隷制に言及している。ウィリアムズ（Eric Williams, 1911-1981）は奴隷制が廃止に至る過程に関して次の５つの要因を挙げている。それは１）経済的要因、２）政治的要因、３）人道主義者の宣伝、４）国家間および植民地間の抗争、５）社会的要因である。まず、１）経済的要因であるが、これは１９世紀の初めには経済が停滞して主要産物の生産量が減少し、農園や鉱山の労働者と比較すると家内奴隷の比率が高まったこと。そして奴隷の代わりとなる白人やメスティーソの自由な労働力を容易に調達することができる状態であったことを指摘している。奴隷の場合には生活にかかる費用はすべて所有者の出費となるが、自

由な契約労働者とは安い賃金だけで負担が済んだので、大地主層からは奴隷を保持することが徐々に不経済な制度であるという意見も出てくるようになってきた。次に２）政治的要因としては本国側の要因と植民地側の要因に分けて、本国側では「奴隷解放は民主政治を志向するヨーロッパの産業プロレタリアートの運動の一部でもあった。」[Williams, 1970=2014：21] と述べている。一方、植民地側では「スペイン領の植民地人の観点からすれば、奴隷制の廃止は、キューバの独立とプエルト・リコの自治確立を求める闘争の一部であった。」[ibid.：23] と解説している。３）人道主義者の宣伝については、２つの局面があり、一つは奴隷貿易が非人道的でありこれを廃止させることは人道主義の勝利となるという考え方である。もう一つは解放そのもの、つまり奴隷制度は一気にではなく漸次進めるべきであるという考えが主流であったとしている。イギリスやフランスの奴隷廃止論者も元々は奴隷貿易廃止のみの考えで、植民者に必要な奴隷は自前で育てればよいと考えていた。[ibid.：26-28] ウィリアムズは４）国家間および植民地間の抗争を一つの要因として挙げて、英国とスペイン、フランス、ポルトガルなどとの植民地抗争について述べている。それによると１８０７年に奴隷貿易を廃止し、１８３３年に奴隷制度を廃止したイギリスは奴隷廃止で先行したがために、植民地においてジレンマに陥った。自領のガイアナやトリニダードでは労働力が不足して他国の植民地との生産競争に後れを取ることになったのである。このためイギリス政府は外交交渉で国際協定を結んで奴隷制を協調して廃止しようともくろんだが失敗した。条約が締結できても競合国は奴隷貿易を黙認し続けて自国の植民地人の要望に応じていたのである。[ibid.：50-51] 最後に５）社会的要因であるが、これは植民地時代末期に頻発した奴隷反乱を指している。特にハイチの独立の影響は大きく、奴隷保有者たちには現実の危機として恐怖をもたらしパルド（アフリカ系の混血）の反乱も加わり、植民地では社会不安が急速に広まっていた。[ibid.：68] 以上がウィリアムズの指摘した奴隷制廃止へ至る５つの要因である。

このように独立戦争の時期には奴隷解放のための諸条件が整いつつあっ

た。奴隷制度を継続すればするほど、結果としては経済的には低利潤となり、混血が増え浮浪者が増えて社会がますます不安定となる、ボリーバルが奴隷解放の法令を出していたのはそういう状況においてであった。従って、ボリーバルのみが奴隷解放を主張したわけではなく、奴隷制度そのものを社会が見直す時期に来ていたのである。スペイン領アメリカの歴史家による解説ではボリーバルの先駆的な思想として奴隷解放を強調する場合があるが、必ずしもそうではないと判断できるのである。

演説の最後の部分でボリーバルが強調したのは奴隷制の廃止である。ボリーバルが奴隷制の廃止を明確に打ち出したのは、ハイチからベネズエラに進攻するときに、当時のハイチ南部を治めていたペティオン（Alexandre Pétion, 1770-1818）大統領から物資、兵卒、船舶などの軍事支援を受けた時である。ペティオン大統領から庇護と支援を受けた見返りに、ベネズエラ解放時には黒人を解放することを約束したと言っていいであろう。１８１６年、マルガリータ島に上陸して集会で共和国のリーダーに選ばれた後にカルパノで奴隷解放令を公布した。これに対してボリーバルの奴隷解放は本心からではないと批判する声もある。浜によれば、「ボリーバルは『有色人支配』を極度に警戒した。」のであり、パナマ会議にもハイチには招請状を送らなかった。なぜならば「ハイチの参加がラテンアメリカにおける人種紛争の火種になることを怖れた」からであるとしている。そして独立戦争初期の苦しい時期に支援してくれたハイチ政府に対する後日のボリーバルの冷淡な対応については「この『豹変』は裏切りにも等しいものであったに違いない。」と結論付けている。つまりハイチの人々にとってボリーバルは「裏切者」であり決して奴隷「解放者」ではなかったという主張である。[浜、2003：190-192]

また一方、神代はボリーバルが奴隷解放を打ち出したのはペティオン大統領からの要請に応えるためだけではないという解説をしている。独立戦争をするための兵士調達にどうしても黒人層の力が必要であったからという理由である。しかしスペイン軍も同様に黒人に白人クリオーリョを攻めさせるべく扇動したため、独立戦争においては黒人やメスティーソや先住

民がお互いに戦い合う状況を生み出してしまったのである。［神代、2001：88］　黒人たちへの「絶対的な自由」の思想が、どこまで啓蒙思想やフランス革命の影響から出されたものかは選択文 37 と 38 からだけでは明確に判断がつかないのである。

４．アイデンティティと教育

選択文 20 はスペイン領アメリカ人のアイデンティティを語る重要な文章である。まず、主語の「われわれ」であるが、これはクリオーリョの事だけを指しているのか、メスティーソ（混血）も含めたものかという問題点がある。明らかに「われわれ」を先住民と対照的な位置に置いて、彼らとスペイン人との中間に「われわれ」は位置するとしている。「生まれはアメリカだが法的にはヨーロッパ人」としているが、これはカディス憲法を参照すれば、「われわれ」は先住民も含めてスペインの nación である。ここにボリーバルとスペインのカディス憲法草案者（＝当時の進歩的自由主義者）との微妙な認識の違いがある。ボリーバルの指す「ヨーロッパ人」はクリオーリョのみを指している可能性が高いと思われる。

選択文 25 においてはスペイン領アメリカの人間はヨーロッパ的であることよりも、むしろアメリカ土着民と奴隷として強制的に運ばれてきた黒人からの血脈が主流であると主張しているが、本国のスペインですら８世紀からのイスラム支配によりアフリカの血が混じり、従ってわれわれの本当のルーツはどこなのか的確に断定することは不可能であると述べている。

祖国愛と教育に関して、選択文 32 においてボリーバルは独立直後のベネズエラ人には法律の順守や指導者への尊敬の念に欠ける点があることを憂慮しているが、祖国愛は存在していると認識していたようである。実際にはおそらく一般に保持されていたのは、自分の生まれた場所や生活している周辺の土地に対する「郷土愛」であって、メスティーソや先住民や黒人にベネズエラを「祖国」と捉える概念があったかどうかは疑問である。ボリーバルの懸念はベネズエラ人の、特にメスティーソや先住民や黒人の、法治主義についての無理解や新政府の統治者に対する尊敬の念が欠けてい

る点である。元々彼らは独立の精神を十分理解していたわけではなく、自由になれるという言葉、人種の差別なく政治的に同等に扱ってもらえるという言葉に惹かれてボリーバル軍を支持していたわけであって、戦争が終わった後に秩序を生み出す努力が必要であることを認識してはいなかったと言えるのである。それをボリーバルも承知していたのか、選択文 32 では祖国、法、指導者の３者を尊重する心構えがなければ社会は混乱に陥ると警告しているのである。

公正に自由の重みを認識する能力が不足している人々の更生について、選択文 22 で述べられているルソーの言葉は、彼の『人間不平等起源論』の以下の文章からの引用であると推察できる。

「自由というものは、あの実質的で滋味ゆたかな食物か、あるいはこくのある葡萄酒のようなものであって、それに慣れている丈夫な体質を養い強めるには適しますけれども、それに合わない虚弱できゃしゃな体質を圧倒し、破壊し、酔わせるからです。ひとたび服従に慣れた人民は、もはや主君がなくてはやっていけません。」［Rousseau、1755=2015：11］

ボリーバルはスペイン領アメリカの人民は自由を享受するだけの精神的体力を備えていないと考えている。それは自らを律する訓練がなされていないからである。３００年間の植民地政策によって、「ネイション」となるべき先住民やメスティーソや黒人はルソーが言うように、支配者に従うことに慣れてしまっているのである。そういう状態に置かれている民衆について、ボリーバルは「堕落している人間を更生させなければならない。」と議員に訴えたのである。福田歓一はその『政治学史』の中で民衆に対するルソーのペシミズムについて、「つまり、建国の結果として始めてできる国民の公共精神、内面の特性がまずなければ、政治の共同体を作ることは不可能である。そこには、現実の、文明社会でルソーが経験している民衆に対する激しいペシミズムがある。『自己にとって何が善か滅多にわきまえず、多くの場合自分が何を望んでいるかを知らない、目の見えない群

衆』というのが、ルソーが目の前で見ている民衆である。」と述べている。［福田、1985：423］　ボリーバルもルソーと全く同じ状況、あるいはそれよりもさらに悪化した状況におかれていたのである。

さらに福田はルソーの『人間不平等起源論』が文明社会を全体的に批判する作品であったと述べたうえで、「そこでは、政治の問題は制度の問題、ましてや権力機構の問題ではなく、人間が相互に関係を取り結ぶことによって作り上げた生き方から、必然にでてくる問題としてとらえられた。」とルソーの考え方を解説している。［福田、1985：423］　ボリーバルも政治は制度や組織によってその善し悪しが決まるものではなく、そのシステムの中で政治に携わる人間の資質が重要であると考えていた。どんなに立派な政治思想に基づく国家制度であっても、古代ギリシャの都市国家テーベのように、優秀な政治家が舞台を去り、徳のない人間が政治を司るとやがて国家は衰亡してしまうのである。(選択文 27)

ボリーバルは「ネイション」の不在に対して、「ネイション」の創生を目指す手段を取った。具体的には義務教育の制度化である。選択文 34 に書かれている“amor paternal”という言葉は、厳しさと愛情を伴った厳格な教育を連想させるものである。ボリーバルの教育に対する基本的な考え方については後述する道徳府について述べるところで詳しく検討する。

市民の育成に関して、選択文 35 には２つのキーワードがある。それは「能動市民と受動市民」と、「労働と知識」である。まず「能動市民と受動市民」の区分についてであるが、これはフランス革命の初期にフランス史上初めて制定された「１７９１年憲法」で規定されたものである。国民を納税額によって「能動市民」と「受動市民」との２つのランクに分け、政治に参加できるのは「能動市民」のみとした。そして選挙権の条件を「二十五歳以上のフランス人男性であること。少なくとも一年間、同一の地に住み、三日分の労賃に該当する直接税を納入していること。」としたのであった。奉公人や使用人と女性は除外されていた。［五十嵐、福井、1998：278］ボリーバルはこの「１７９１年憲法」の規定を参照した可能性がある。

次に、「労働と知識」についてであるが、労働についてはアリストテレスの時代から賃金の支払われる作業を卑俗なものと見なす伝統的な見方が残る社会、特に植民地では奴隷制が残存している社会であり、代議員の大多数が農園所有者である環境の中で、ボリーバルは労働の価値、重要性を訴えたのである。これはボリーバルがロックの思想の影響を受けている一例であると考える。ロックは「勤勉で理性的 industrious and rational」という人間のモデルを考えていた。そして労働が自律的な生活をもたらし、その具体的な結果が私有財産にほかならないと考えたのである。それまでは長い思想の伝統の中で労働は奴隷が行うものであり、卑しい行為であったが、ロックによってその概念は覆されたのである。［福田、1970：130］ボリーバルはこの啓蒙思想を取り入れ、自国民にも労働と啓蒙を与えることよって社会が発展し、人々が幸福になると考えたのである。

以下では、教育に関してボリーバルが提案した道徳府について詳しく述べることにする。選択文 36 で表明している『道徳府』は立法府、行政府、司法府と同等の地位に配置される第４の府であるが、これはボリーバルの「ネイション」観が反映されている重要な提案である。一次資料によるとボリーバルの提案は３部から構成されており、第一部が道徳府の全体的な機能について、第二部が「道徳院」について、第三部が「教育院」について定めている。まず第一部であるが、ボリーバルは第一条で道徳府は会長 1 名と 40 人のメンバーから構成され、民衆の生活習慣と初等教育に関して完全で独立した権限を持つ「アレオパゴス」という機関を規定している。「アレオパゴス」とはその起源が古代ギリシャにさかのぼる制度で、紀元前６世紀頃のアテネの貴族政ポリス国家において「国政の恒常的な中心の座に坐っていたアレオパゴス評議会」のことである。これは「アテネ貴族の牙城」であり、「成員は終身その任にあり裁判権も彼らの掌中にあった」、「事実上、国政を左右する力を持った」制度であった。［伊藤、1982：65-66］　このボリーバルが提案した「アレオパゴス」は２つの院からなり、第一院が道徳院、第二院が教育院である（第二条）。議会は最初に投票の

過半数で「アレオパゴス」のメンバーを選出する。そのメンバーは息子の教育に秀でたそして特に公共的な徳行を行った父親の中から選出する（第三条)。そしてメンバーは満３５歳以上でなければならない（第五条)。さらにメンバーに求められる品格は高く、第十二条では、「アレオパゴス」は非の打ちどころのない神聖な評議会でなければならないので、すべての良き市民はそのメンバーに見られる欠点を表明せねばならない。そして「アレオパゴス」は国民からの尊敬に値しない行為があったメンバーを罷免しなければならないと定めている。「アレオパゴス」の役割は道徳院と教育院の二つの働きを一本化することである。その機能としては以下の７点を挙げている。第１に、各院を構成する 20 名のメンバーを指名すること。第２に、取り決めに従って、メンバーのだれかを罷免することを宣言する。そして死亡や罷免によって生まれた欠員を補うメンバーを指名する。第３に、業務の必要に応じて「アレオパゴス」と両院の秘書官を任命すること。第４に、議会に対して年度ごとに運営に必要な経費を請求すること。職員に収支会計書類を作成させ、それを議会に提出すること。第５に、毎年特性と愛国心を持つ市民を表彰し市民王冠を与えること。またそれらの市民が後日、それにふさわしくない行為をした場合には表彰と市民王冠を返還させること。これらの授与式は荘厳に公開で行われること。第６に、褒賞にふさわしい英雄や偉人を表明すること。この表明が出されない限り、議会はいかなる人物のいかなる銅像や記念碑を作らせる法令を出すことはできない。そして第７に、公会において、徳性のある市民の名前を発表し、道徳と教育に関する優れた業績を発表する。また、不名誉な恥ずべき行為を行った悪徳者、腐敗の出来事、卑猥な行為を公告する。学校において大きな成果を生み出した先生を指名する。このように「アレオパゴス」は国民の道徳と教育を統括する国家機関であるとしてボリーバルは提案している。[Bolívar, 1985：127-130]

次に第二部の「道徳院」であるが、これは共和国全体の道徳観を統率する機関である。恥ずべき不名誉な悪徳者を罰し、徳のある公民の栄誉と栄光をたたえるという役割を果たす（第一条)。その職務権限は独立してお

り絶対的なもので、その決定事項に対しての上訴は認められないとされている（第三条)。対象となるのは、個人だけではなく、家族、地区、地方、企業体、裁判所、すべての権力機構、そして集合体としての共和国そのものにも及ぶとしている。そしてもしそれらの風俗が乱れれば、道徳院はそのことを社会に明らかにせねばならない。政府自体が対象となった場合は道徳院が政府に不名誉の印を刻まねばならないのである。また、道徳院は道徳について書かれたものだけではなく、それに関して公衆の前で話すこと、宣言すること、歌うことも審査の対象として検閲を行う。さらに、両親や夫や老人、教師、立法者、名の知れた有徳の市民に対する忘恩や不敬、言葉の足りない表現、市民や友人や身近な親族の不幸に対する冷淡な態度、これらのことは特に道徳院で審査されることとされ、法的措置によって罰を与えることができるとしている（第九条)。　道徳院は「道徳警察」を組織化してこのために適切と思われる人数の検査官を指名する。検査官の熱心な業務への報償として、それに値する検査官には“Cantón”(「大カトー」ローマ時代の峻厳な監査官の名前）という名誉ある肩書を与える役目も委託されている。最後にこれは特筆すべきことであるが、女性も男性と同じように道徳院の審査の対象となり、その特性によっては褒賞あるいは罰則が与えられるとボリーバルは提案している。[ibid. : 130-132]

最後に「教育院」であるが、これは乳児、幼児教育から初等教育までを統括する機関で、子供の誕生から満 12 歳までの肉体的、精神的教育を委託された機関である。子供の誕生から指導を行う機関であるので、教育院は特別に共和国全土のすべての家庭の母親のために、いくつかの短く簡潔な養育の知識を与えるサービスを担うことになっている（第二条)。教育院は教育に関する外国の知識をスペイン語で出版する業務も行い、それらの外国の作品は自国民にとって適正かどうかを判断して修正も行う。またこのために、教育の知識を提供するためには手段を選ばず、出費や犠牲もいとわない。あらゆる教育に関する知識を得るためには、有名で教養のあるそして気取りのない人間が世界中を旅して知識を蓄積する必要があるとしており、最新の教育手法を取り入れようとしている（第六条)。そして

教育院は小学校を設立し、組織化し、統治する排他的権限を有する。それにより男子も女子も正しい発音、読み方、書き方、算数で使われる公式、文法の知識の教育を受けることができるとしている（第七条)。現状の学校は教育方針に対応できる能力が不足しているため、教育院が建設する学校の数を決定しどの地方に配置するかも決める。教員も出生地には関係なく特性と知識のある人間の中から教育院が選び派遣する（第八､九､十条)。教育院はこれらの学校の組織や教育方針を決定して教育計画を立てる。この教育計画は議会に提出され、検討され承認されると共和国の教育法となるのである（第十一条)。最後に、以上のような権限に加えて、教育院は文学の題材についての公衆の意見を監督する哲学研究所を設立する。そしてあらゆる出版物を検閲し、その結果を教育院が発行する「アレオパゴス新聞」に記載するのである。[ibid.：132-134]

以上がボリーバルの提案した道徳府の概要である。ここには白人はもちろんのこと、新興国家のネイションとなるであろうメスティーソ（混血)、先住民、黒人（理論的には全員が解放されているはず。）に対する道徳観の醸成と基礎教育の必要性が喫緊の課題であるというボリーバルの思いが凝縮されている。ネイションが不在であるがゆえに早急に育成しなければならない宿命を負ったスペイン領アメリカの新国家には、道徳府という言わば上からの強制による大衆への教育指導が必要不可欠であったのである。だが、それにもかかわらず、このボリーバルの提案は憲法制定議会では廃案にされてしまう。そして最終法案ではこの提案の部分はAPENDICE(付録）として添付されたのである。その理由として以下のような注記が残されている。

「共和国最高司令官としてボリーバル将軍が議会の開催時に提示された憲法草案に定められた道徳府は、ある議員たちからは社会体制の構築であると捉えられ、また別の議員たちからは異端審問所と同じぐらいに不吉で忌まわしい道徳の審判所であるとみなされた。全員の意見としては、この制度を設置するのはかなり難しく、現時点においては実現不可能なことであ

るというものであった。」（仮訳）［Bolívar, 1970：197］

そしてその結果、結論としては、

「印刷物として配布して、世界のすべての国々の知識人の意見を聞くことが適切である。」（仮訳）［ibid.：197］

ということになり、当該憲法の条文としては除外するが、その付録として公表される形となったのである。こうして上院議員の世襲制とともに道徳府もアンゴストゥーラでの憲法草案は不採用となった。しかし、ボリーバルは諦めなかった。この彼の構想は７年後、ボリビア憲法草案の中で選挙府の中の「監察院」という機関という形で復活するのである。

５．政治体制に関する主張

個人への権力の集中について選択文 19 では一人の人間に権力を委ねることの危険性を警告し、選挙の重要性を強調しているが、問題はどちらの行為も主体となるのは国民であり、その国民の側に十分な民主主義の基礎概念ができていないという点である。ボリーバルの思想の根底には、明確には表明されてはいないが、「ネイション」は不在であり、民衆は民主主義を十分理解しておらず、したがってそれを運営することはまだ困難であるという思いがあって、そのことを示唆するような文章が他の箇所でも述べられている。（例えば選択文 22）もう一つの点は、ボリーバルの思想には状況によって変化があり、その結果、時間を経た時点では考えが異なってきて矛盾する場合がある。選択文 19 で述べた考えも、数年のちには矛盾することになり、１８２６年のボリビア憲法草案提出時の「表明」では終身大統領制を提案している。この時は次のように主張している。

「共和国の大統領は、我々の憲法においては中央にしっかりと不動の地位を確固たるものとし、あたかも宇宙に生命を与える太陽のごとくにならね

ばならない。この最高権力は永遠なるものでなければならない。なぜならば、階級のない社会制度においては何よりもまず立法者や市民、つまりは人々や物事がその周辺を回るような固定点が必要なのである。」（仮訳）[Bolívar, 1985：233]

このように述べた後、終身大統領であったハイチのペティオン大統領の例を引き、彼が指名した後継者がきちんと国家を引き継いでいると説明している。そして実際の国家の運営は大統領が任命する副大統領に委任するという制度をボリーバルは提案している。従ってボリーバルが提案している大統領というのは、一種の国家の家父長的な存在であって日常の政策には口を出さないが、その影響力は絶大なものであるという、そういう大統領像を描いていたのかもしれない。仮にそうではなかったにせよ、終身大統領という制度は独裁者につながるリスクが大きい制度であり、選択文19の主旨とは明らかに矛盾しているのである。

法の適用についてボリーバルが選択文23で述べていることはモンテスキューの「法の精神」からの引用である。ボリーバルの言う「法律はそれを作る人民に適応したものでなければならない。ある国の法律がほかの国の法律にも適用できるのは極めてまれなケースであり、」という部分について、「法の精神」では第１部の第１編「法律一般について」の第３章「実定的法律について」で以下のように記述されている。

「法律は、一般的には、それが地上のありとあらゆる人民を支配するかぎりにおいて、人間理性である。そして、各国民の国制の法律および公民の法律は、この人間理性が適用される特殊な場合にすぎないということでなければならない。それらの法律は、その作られた目的たる人民に固有のものであるべきで、一国民の法律が他国民にも適合しうるというようなことは全くの偶然であるというほどでなければならない。」[Montesquieu, 1748=2013：48上巻]

同様に、「法律というものは国の物理的な側面、気候、土地の品質、その国の位置状況や広さ、そして人々の生活の仕方に見合ったものでなければならないと。」の部分については、同じく第１部第１編第３章で以下の記述がある。

「それらの法律は、その国の自然的なるもの、すなわち、寒いとか、暑いとか、あるいは、温かいとかの気候に、土地の質、位置、大きさに、農耕民族、狩猟民族、遊牧民族といった民族の生活様式に相関的でなければならない。それらの法律は、国制が容認しうる自由の程度に、住民の宗教に、その性向に、その富に、その数に、その商業に、その習俗に、その生活態度に関係していなければならない。」［ibid. : 48-49］

ここでボリーバルは安易に他国の憲法を模倣することを禁じて、第一次共和政で合衆国の憲法を取り入れて作成されたベネズエラ憲法を批判している。そして同時に自分たちの憲法は自分たちの性格に適合したものを作らねばならないという考えを固めている。

選択文 33 でボリーバルが強調する「団結」という考え方は、ボリーバルの政治思想を代表するものの一つである。この考え方はベネズエラとヌエバ・グラナダと連合させてグラン・コロンビアを建国したことや、パナマ会議でもスペイン領アメリカの連帯を強調したことに代表されるように、常に主張し続けた彼の信念である。弱いもの（独立直後の新興国）は団結して力を合わさねば強いもの（スペインやイギリスなど欧州の列強）には勝てない。しかもさらに踏み込んで、団結を強くするためにスペイン領アメリカ人のアイデンティティを作り出す元となる血の混合をも推奨しているのである。

ボリーバルは一貫して連邦制度には反対の立場を維持していた。選択文 24 ではその理由を述べている。彼が反対する最大の理由は連邦制度が維持できるほどには経済プロセスがまだ完備されておらず、国民は準備できていないということで、地方政治をしっかりと執行できるだけの住民の政

治意識や地方行政制度が十分なレベルに至っていなかった。そしてその結果地方の有力者による寡占的な政治形態を生み出すことになるという懸念である。しかしこの地方からの連邦制に対する要望は強く、後年提出したボリビアの憲法草案には従来の３権力府に加えて「選挙府」という組織を設けて妥協を図ってもいる。これは住民が「選挙人」を選び、その「選挙人」が住民の代表や政府高官、裁判官などを選ぶという制度であった。

文意解釈分析のまとめ

ここまで２０の選択文について検討してきた。その内容を吟味すると、大きく二つの流れに分かれる。一つは政治的、法的、制度的な事柄に関する内容であり、もう一つは人民の特性、アイデンティティ、自由、奴隷などの人間集団の事柄に関する内容である。具体的には以下のような分類ができると考える。(C はカテゴリー番号。カッコ内の番号は選択文の番号を示す。)

C1.　政治制度、権力の集中、選挙に関するもの。（１９、２４、３６）
C2.　アイデンティティに関するもの。（２０，２５）
C3.　植民地制度の弊害、三重苦に関するもの。（２１，２６）
C4.　人民の再生、教育、育成に関するもの。（２２、２７、３２、３４、３５）
C5.　法と政治制度の現地最適化に関するもの。（２３、２８、２９）
C6.　英国を礼賛、模範とすることに関するもの。（３０，３１）
C7.　団結、混血に関するもの。（３３）
C8.　自由、奴隷制度に関するもの。（３７，３８）

第一のグループは C1,C5,C6 のグループであり、中央集権化した強い政府や法治国家、そして立憲制など国家政治に関する事柄を主張しているものであり、それ以外のカテゴリーからなる第二のグループは共通の出自であるとか、血の力であるとか、自由の力など自民族の特性や共通の歴史的体験などを述べている。この演説は憲法草案の提出に付随したものであるか

ら政治的、法的内容の主張が多く重要であることは当然であり、それはいわば**「ネイションの政策実践的な側面」**である。言い換えればステート・ビルディングに相当するネイションの部分である。一方その他のカテゴリーの文章ではボリーバルが抱く、「あるべき姿」の国民像について語られている内容が表明されている。アイデンティティの問題や自由の問題は直接政治にかかわることではないが、共和制を確立するための前提条件となることがらである。１８１９年の時点では現実にはまだ存在していないベネズエラの「ネイション」に対して、ボリーバル自身が描く**「ネイションの理念追及的な側面」**を彼は演説の中で展開している。前述のステート・ビルディングに対してこちらは（国民という意味での狭義の）ネイション・ビルディングと言える。例外的にこの両方に該当するのは選択文３４の教育問題であろう。これは政府として迅速に実践すべきことであると同時に、「ネイション」の創造という長期的な概念である理念の問題でもあるからである。まとめると以下のようになる。

アンゴストゥーラ演説の時点（1819）におけるボリーバルの「ネイション」観とは：

［大分類］

「ネイションの政策実践的な側面」と「ネイションの理念追及的な側面」に分けられる。

［中分類］

「ネイションの政策実践的な側面」に相当するのはC1,C5,C6およびC4の選択文３４（教育）

「ネイションの理念追及的な側面」に相当するのはC2,C3,C4,（選択文３４を除く）C7、C8

［小分類］

政策　C1.　政治制度、権力の集中、選挙に関するもの。（１９、２４、３６）

理念　C2.　アイデンティティに関するもの。（２０，２５）

理念　C3.　植民地制度の弊害、三重苦に関するもの。（２１，２６）
理念　C4.　人民の再生、教育、育成に関するもの。（２２、２７、３２、政策３４、３５）
政策　C5.　法と政治制度の現地最適化に関するもの。（２３、２８、２９）
政策　C6.　英国を礼賛、模範とすることに関するもの。（３０，３１）
理念　C7.　団結、混血に関するもの。（３３）
理念　C8.　自由、奴隷制度に関するもの。（３７，３８）

第４節　総合分析

本論ではアンゴストゥーラ演説のテキストを語彙的分析と文意解釈分析とで検討した。その結果、ボリーバルの「ネイション」観には「ネイションの政策実践的な側面」と「ネイションの理念追及的な側面」が両立していることが判明してきた。前者はステート・ビルディングに後者は（狭義の）ネイション・ビルディングに相当する。前者は優先度が高く、後者は長期的で継続性を求められる概念である。

ここで「ネイション」の定義に即してボリーバルの「ネイション」観をまとめる。第１節で述べた「ネイション」の定義は以下であった。

１９世紀初頭のスペインおよびスペイン領アメリカにおける、「歴史上の領域、共通の神話と歴史的記憶、大衆的・公的な文化、全構成員に共通の経済、共通の法的権利・義務を共有する、特定の名前のある人間集団。」［Smith,1991=2014：40］

この定義にはスミスが論じているエスニックな共同体の６要素のうち次の５要素が含まれている。それは①集団の名前、②共通の血統神話、③歴史の共有、④独自文化の共有、⑤ある特定の領域との結びつきである。そしてスミスが挙げたエスニックな共同体を構成するもう一つの要素は⑥連

帯感である。[Smith, 1986=2007:27-39] この６項目はいずれも「ネイションの理念追及的な側面」に該当する。また、定義にあるほかの要素は共通の経済と法律を共有することであり、これらは「ネイションの政策実践的な側面」に該当する。

まずボリーバルの演説において、６要素の各項目がどのように出現しているか、すなわち、ボリーバルがこれらの要素についてどのように認識していたかを分析することによって彼のネイション観を探ることにする。①集団の名前についてスミスは自分たちを他の集団と区別するだけではなく、「集団の名前は力と意味をもつある種の情緒と劇的効果とを『呼び起こす』もの」としている。[ibid.:30]　ボリーバルの演説では“venezolanos”（ベネズエラ人）という言葉が使われており（選択文３２）、ほかの植民地区域の人々とは明確に区別している。一方、スペイン領アメリカの人々全体については“el pueblo americano”（アメリカ人民）と表現している（選択文２１）。このようにボリーバルは集合体としての民衆の名前を認識している。次に②共通の血統神話であるが、これは「同じ血統、同じ出自が想定されているという感覚である。」とスミスは述べている。[ibid.：30-31] 先住民であるインディオには部族ごとに神話を有していたが、クリオーリョにはそれに該当するようなものはなく、スペイン本国との血のつながりの意識しかなかったであろう。ボリーバルはわれわれがどの家系に属するかはわからないと述べており（選択文２５）、「わからない」ことが共通の出自という認識である。演説には神話という言葉は出てこないが、血統については自らのアイデンティティの問題としてしっかりと認識していたことは明らかである。③歴史の共有についてスミスは「自分たちが共有する自分たちの歴史認識」であり、「世代をこえた団結のきずなを作り出す」もので「物語を語るもの、教育的でなければならない」ものであるとしている。[ibid.：32] この基準で分析するとボリーバルの演説には共有する歴史としての「三重のくびき（無知と圧政と悪徳）」が述べられている。（選択文２１）つまりこれはクリオーリョだけではなくメスティーソや先住民を含むスペイン帝国の植民地人として共通する、「被抑圧民」

としての歴史の共有である。それは悲惨な歴史を物語るものであり、悪質な支配を行ったスペイン本国を反面教師として捉えることにおいて教育的なものであった。次は④独自文化の共有であるが、これはエスニシティがもつ文化的特性や独自性のことを示すが、それを顕著に表す具体的なものとしては言語や宗教が挙げられる。しかし演説の中では言語や宗教について語られている個所はほとんど見当たらない。もともとの趣旨が議会での憲法草案を提出するにあたっての発言であることからおのずと政治的な内容が主流となっている。そしてボリーバルは独立戦争期間を通じて宗教については慎重な対応を見せており、明確な立場を示すのはかなり後期になってからである。スペイン語という共通言語については先住民や黒人にとっては強制による結果であったし、土着の方言は保持したままであったので、多重文化構造はボリーバルも十分認識していたと推察されるがこの演説におけるテキストではそれを表出してはいない。次は⑤ある特定の領域との結びつきである。スミスはこの点について「重要なのは象徴的な地理的中心地、聖なる地、『郷土』をもつこと、聖地巡礼の目的地があること」と指摘している。[ibid. : 35] ボリーバルにとって政治的な意味での聖地はパナマ地峡を想定していたようである。この演説の最後にグラン・コロンビア建設の提案をするが、その個所において新国家の未来像を描き、自然が二つに分けた大洋をわれわれの祖国が運河で結び付け、人類の家族の世界の中心になることを夢想している。これは 1815 年に書かれたジャマイカ書簡でも触れられている彼の理想像である。最後に⑥連帯感であるが、これについてボリーバルは明確に演説で「団結、団結、団結」と強調し、未来に新たなアイデンティティを確立するために「混血」の深化を推奨している。（選択文３３）

以上のように、「ネイションの理念追及的な側面」に関わるエスニシティの６つの要素について、アンゴストゥーラ演説を行った時点でのボリーバルは無意識のうちにおおむね「ネイション」の概念を認識していたと推定できる。しかしここで問題となるのは、この 1819 年時点での現実とのギャップである。ボリーバルが直面した現実社会においてはすべての要素

においてベネズエラ人として「共有」できたものはなかった。すなわちクリオーリョとメスティーソと先住民と黒人にはそれぞれのエスニックな６要素が存在し、３００年の植民地時代を経て多重的な社会階層が確立されていたのである。先住民に血統神話があってもクリオーリョにはスペインとの紐帯しかなく、歴史の記憶も社会階層によって異なるものであった。従って、ボリーバル自身がある程度は「ネイション」を認識していたのに対して、現実はあえて言うならば各部族の名前があることぐらいで、ほかの要素についてはすべて分裂しており共有するものはほぼなかったのである。このためにボリーバルは「ネイション」を創造せねばならなかったのである。

次に定義に残されている「全構成員に共通の経済、共通の法的権利・義務」について検討する。これは「ネイションの政策実践的な側面」に相当するが、ボリーバルは必要と思われる時と場合に応じて、彼が考える経済政策を実践するための法令を各地から発している。また、法的権利・義務については憲法草案そのものにも彼の考えが集約されている。そこで以下においては、彼が発令した代表的な法令をまとめることによって彼の経済と法的権利についての基本概念を確認する。

代表的な経済関連法令の要点

1. Decreto en favor de los indígenas. Rosario de Cúcuta, 20 de mayo de 1820（仮訳：先住民のための法令、ククタ州ロサリオ、１８２０年５月２０日付）

2. Decreto de Creación de Juntas Provinciales de Agricultura y Comercio. Rosario de Cúcuta, 21 de mayo de 1820（仮訳：農商業地方評議会の創設、ククタ州ロサリオ、１８２０年５月２１日付）

3. Decreto sobre los derechos del indio como ciudadano. Cuzco, 4 de julio de 1825（仮訳：市民としてのインディオの権利、クスコ、１８２５年７月４日付）

4. Decreto sobre distribución de tierras a los indígenas. Cuzco, 4 de julio de 1825（仮訳:先住民への土地の分配に関する法令、クスコ、１８２５年７月４日付）

5. Decreto sobre distribución de Tierras del Estado en el Departamiento Santa Cruz. Chuquisaca, 14 de diciembre de 1825（仮訳：サンタ・クルス州の国有地の分配に関する法令、チュキサカ、１８２５年１２月１４日付）

6. Decreto sobre Censo Agrícola de Bolivia. Chuquisaca, 17 de diciembre de 1825（仮訳：ボリビアの農地調査についての法令、チュキサカ、１８２５年１２月１７日付）

7. Decreto sobre Preservación de las Aguas y Conservación de Bosques. Chuquisaca, 19 de diciembre de 1825（仮訳：水と森の保全に関する法令、チュキサカ、１８２５年１２月１９日付）

8. Decreto sobre conservación de bosques. Guayaquil, 31 de julio de 1829（仮訳：森の保全に関する法令、グアヤキル、１８２９年７月３１日付）

9. Decreto sobre Minas. Quito, 24 de octubre de 1829（仮訳：鉱山に関する法令、キト、１８２９年１０月２４日付）

以上の９つの法令の中でも特に注目したいのは４の共有地の分配に関す

る法令である。この法令ではペルーにおける先住民の共有地の分配を促進することを定めている。土地の測量や分配方法や売り渡しについては指名された実直な管理官が地方の行政長に報告し、分配についての提案をする。自分の土地を持たないカシケ（部族の長）にはその妻と子供一人一人に土地を与えることとしている。豊かな土地については性別や年齢に関係なく、植民地時代に土地を奪われた先住民には補償として土地が与えられる。分配された土地は以後５０年間、他の人間に譲渡してはならないし、教会への寄進も無効とされると定めている。［Bolívar, 1985：200］スペイン領アメリカの先住民、特にアンデス地域におけるインカ帝国の末裔の先住民社会では土地を共有する村落共同体が基礎となっていた。共同体には共有地があり、共同体の構成メンバーであれば、誰でもそこで例えば山林で狩猟をしたり、家畜に牧草を食ませることができた。ボリーバルはこの共有地を個人に分配させようとしたのである。これはボリーバルがアダム・スミスの自由経済の思想の影響を受け、自由貿易と土地や労働に関する制限を取り除く自由主義経済のプログラムを推進したこと［Lynch 2007：160］が背景にあると考えられる。この法令によって共有地の土地は先住民の成員一人一人に分けられようとしたのであるが、この分配政策は成果を生み出さなかった。土地を与えられても先住民にはそれを利用し自己管理することができなかったのである。ボリーバルがなぜ共有地を先住民個人に分配しようとしたのかを考えると、そこには欧州的な思想の影響が垣間見えてくる。ロックの自然法の解釈から、人間は神から土地を与えられ努力して開拓すればその土地は私有地になり、それによってなお一層の努力を続けることが神から土地を与えられた人間の使命である。共有地では人間は努力を怠るという考え方である。つまり「ネイション」の視点から見ると、ボリーバルはエスニシティについては表面的な理解しかしていなかった可能性があると考えられる。多民族の存在と多文化共生については認識もしていたが、先住民が伝統的に保持してきた個々の事象の内部についての理解は不十分であったとも考えられるのである。しかしながら、「ネイション」が共有すべき法律と経済体制については、上述した法令の例から彼の思想

を推定すると、要するに「殖産興業」であると言える。独立直後の国土は荒廃して産業は壊滅的な状況であった。農地を解放し、新しい技術を導入して産業を起こし、貿易を振興させるための自国の船舶を建造するための材料となる木材を保護することや、鉱山の開発によって国家経済の資金力を強化して国防に備えることが独立を維持するために喫緊の課題であった。上述した法令では土地の所有、産業振興のための制度、原住民の労働条件の改善、農地調査、農業技術の普及、水や森林の保全、鉱山開発の規則などに関する事柄を取り上げていたが、ボリーバルの経済思想を理解するにはこれだけでは不十分である。国家としての対外貿易についての考え方や、移民労働者の問題など検討すべきことは多く、これらについては今後の課題としたい。

以上、ここまでボリーバルの「ネイション」観についてスミスの定義を基準に検討してきた。ボリーバルには青年期の留学期間に学び取った当時の欧州の進歩的な思想が身についていたが、自分が生まれ育ったスペイン領アメリカにとってはそれが適切なものであるとは必ずしも言えるものではなかった。むしろ市民層が存在していたイギリスの社会と植民地的な慣習から抜け出せないベネズエラの社会との大きな相違を強く認識して、欧州思想と自分の目の前にある現実とのギャップを強く感じていたと推察される。そこから生まれる自己矛盾をも含みながらボリーバルは「ネイション」の創造に着手しなければならなかった。共通の神話や歴史や文化が存在していなかった多民族多文化の独立時のベネズエラでは「ネイション」は不在であり、国家の基盤を作るためには「ネイション」を創造しなければならなかったのである。彼はそのために混血化の推進まで主張した。しかしながら、彼の政策実行にはいくつかの自己矛盾も現れた。その例を以下に挙げる。

① 法律や政治体制はその土地の文化や社会に適合すべきであると理解していながらも、実行段階では先住民が伝統として維持してきた共同体の共有地を分配する法令を発令している。

② 議会制民主主義を守るためには一人の人間に権力を与えすぎてはならない、選挙によって選出されねばならないと強調した一方で、アンゴストゥーラ演説では上院議員は世襲制にするとか、のちにボリビアでは大統領を終身制にすると提案している。

③ 独立戦争初期の苦難の時代にはハイチの支援を得ながら、パナマ会議にはハイチを招聘しなかった。黒人解放を白人への脅威と捉えていた可能性がある。

④ 国家連合を唱えながらもサン・マルティンとのグアヤキル会談では共闘態勢を積極的に構築しようとはしていなかった可能性がある。

このようにヨーロッパの進歩的理念とスペイン領アメリカ社会という現実との大きなギャップ、そして政治的、政策的な施策上での自己矛盾という問題を内包したものがボリーバルの「ネイション」観であったのである。

結論

アンゴストゥーラ演説の時点においてボリーバルが打ち出してきた国家像を国内体制と対外方針に分けてまとめると以下のように集約できる。

・国内体制：

1．共和制の採用と連邦制の不採用。

2．中央集権による政府基盤の強化と大統領への権限拡大。

3．立法権における二院制の採用と世襲制上院の採用。上院のバランス的役割。

4．道徳府の設置による上からの国民教育と自己監視機能。

5．イギリス議会の研究。

・対外方針：

1．大陸的国家連合の推進。パナマ会議（1826）の開催。

２．ヨーロッパに対する南米新国家の認知度向上化とヨーロッパからの移民の導入。
３．外交の重心をスペインからイギリスへシフト。
４．合衆国の領土拡大政策とヨーロッパの神聖同盟を警戒。

これらは彼の「ネイション」観に基づく施策であり、スペイン領アメリカの独自性を追求したものである。神代はボリーバルのアンゴストゥーラ憲法（草案）に関して、「総じて、アンゴストゥーラ憲法は共和制をフランス、大統領制をアメリカ合衆国、世襲制上院をイギリスに、それぞれ先例を求めていた。しかし、北アメリカを『合理的自由』の模範国と認めながらも、同国の連邦制とは異なった中央集権制をベネズエラに採用した」と述べ、その理由については「同じアメリカ人であってもイギリス系とスペイン系の民族の違いや歴史、文化、地理などの相違があるためで、ベネズエラの風土に合致した憲法を制定しようとするボリーバルの独創性によるものである。」としている。［神代、2001：112］

しかし、この先進各国からのパーツを寄せ集めたハイブリッドな政治体制を構築するだけでは「ネイション」の創出には不十分である。根本的な問題として、資本主義形成が未発達であったという問題があり、独立国家の国民となるメスティーソや先住民や黒人がヨーロッパ市民のような工業化の担い手にはなっていなかったことが重要な点として挙げられる。

結論として、ボリーバルのアンゴストゥーラ演説の内容には主として政治体制と国民教育に関する考察と主張はなされているが、経済的な側面について特に資本主義制度の育成については触れられておらず欠落したものとなっている。これがボリーバルの「ネイション」観の限界を示すものとなっている。ヨーロッパやアメリカ合衆国とスペイン領アメリカの間には大きく異なる経済プロセスがあり、メスティーソや先住民や黒人は独立後も経済活動に自由に参加できる市民になれず、結果として資本主義形成が大きく遅れてしまったのがスペイン領アメリカである。植民地時代になされた資本形成は鉱山開発のための機械設備の投資とそれに付随する運搬手

段などであって、投資の対象はあくまでも本国が必要と考えられるものに限定されていた。従って一例として挙げると、スペイン領植民地ではヨーロッパで発達していた綿工業のような産業育成は推進されず、あくまでも綿という原材料の供給だけに強制的に特化させられて土地の生産性に依存する体制に組み込まれていたのである。この植民地時代からの資本形成の遅れが今日のラテンアメリカの経済発展の遅れの遠因となっている。

第４節の総合分析で述べたように、ボリーバルは経済問題を無視していたわけではなくアンゴストゥーラ演説後には種々の経済関連の法令を出している。しかしその根本思想の一番底にあるものはクリオーリョの視点である。既存の大土地所有制度や白人の特権階級の経済的権利を民衆に開放するものではない。アンゴストゥーラ演説の内容に経済ビジョンが欠落しているのはボリーバルのアプリオリ的な白人層による経済支配の継続という暗黙の了解を示唆しているものではないかと考えられるのである。アンゴストゥーラ演説の聴衆は各地方からの代表議員である。彼らは地方の有力者でありその大半はアセンダード（大農場経営者）であった。それに加えて大商人、教会関係者、弁護士などの法務関係者も混在していた。いずれも白人エリート層のクリオーリョたちである。ボリーバルもクリオーリョの一人であり、当然彼らを味方につけなければ新国家建設は成り得なかった。公式には奴隷解放を唱えても本音のところではクリオーリョ層の利益確保を最優先していたという見方もできなくはないのである。

一方で、ボリーバルのメスティーソやパルドに対する視点にはネガティブな要素が含まれていたと考えられる。それは自由や平等が広まり教育が普及するとメスティーソやパルドの中に現実社会の実態が不平等であるという自覚が高まり、これまで白人が保持してきた諸権力を自分たちの手に入れようとする動きが出てくるというリスクに対する懸念である。ハイチ独立の影響力は大きく、クリオーリョには恐怖感が植え付けられていた。これに関連して加茂は次のように述べている。

また、のちに奴隷制の廃止を認めたシモン・ボリーバルですら、「黒

人の反乱はスペイン人の侵入よりも一千倍も悪いことだ」と述べ、黒人に白人と平等な権利を与えれば、「究極的には彼らは特権階級を絶滅させることになろう」といっている。[加茂、1978：56]

ハイチ革命と同じことが黒人によってではなく今度はメスティーソやパルドによって引き起こされるかもしれないという不安がクリオーリョ階級にのしかかっていた。ボリーバルは1825年4月のサンタンデール宛ての書簡の中で、混血が絶対的平等を求めるようになり、やがては特権階級を抹殺することになるであろうと述べて、この圧倒的多数である混血による支配体制をパルドクラシア（Pardocracia）と呼んでいる。[Bolívar, 1947：1076]　このように、ボリーバルはクリオーリョとしての立場からメスティーソ層に対する警戒心も持っていたと推察できるのである。

ここまでの検討から導き出されることは、１９世紀初期のスペイン領アメリカの独立は、1950年～1970年代に生まれたアジア・アフリカの新興独立諸国と同様にポストコロニアルな課題を残すものであったということである。ヨーロッパやアメリカ合衆国で起きた市民革命と同じ性質のものではなく、あくまでも白人対白人（本国の白人vs植民地の白人）の植民地における統治権および特権の争奪戦であった。決して「自由」という理想と希望に動かされて相互に戦わされたメスティーソ、先住民そして黒人のための真の「解放」戦争ではなかったのである。序章で示したようにベネズエラ独立時の人種構成で白人は約25%を占めていた。1819年のアンゴストゥーラ演説の時点におけるボリーバルの「ネイション」観にはクリオーリョ的な視点が基底にあり、抑圧されていた民衆のための資本主義育成には言及しないという限界があった。このことからボリーバルの「ネイション」観は本質的には「25%のネイション」観であったと言えるであろう。

おわりに

スペイン領アメリカの独立革命は北米独立革命ともフランス革命とも性格を異とするものである。その違いはスペイン領アメリカの植民地時代に形成された社会構造（人種別階層社会）によって、独立時の市民の不在が大きな要因となっていると考えられる。今後の課題としては、シモン・ボリーバルに焦点を定めながらグローバル・ヒストリーやアトランティック・ヒストリーの視点からもスペイン領アメリカの独立革命を見直し、世界史におけるその意義を再検討したいと考えている。

参考文献

一次資料

Bolívar, Simón. [1985] *Doctrina del Libertador*, Caracas : Biblioteca Ayacucho. (Prólogo por Augusto Mijares. Compilación, Notas y Cronología por Manuel Pérez Vila)

_____ [1947] *Obras Completas*, La Habana, Cuba : Ministerio de Educación Nacional de los Estados Unidos de Venezuela.

_____ [1970] *El Libertador y La Constitución de Angostura de 1819*, Caracas : Banco Hipotecario de Crédito Urbano. (Transcripción, Notas y Advertencia Editorial por Pedro Grases. Prólogo por Tomás Polanco A.)

二次資料

西語文献

Liévano Aguirre, Indalecio. [2010] *BOLIVAR*, La Habana : Editorial

de Ciencias Sociales.

Madariaga, Salvador de. [1979] *El Auge y el ocaso del imperio español en América*. Segunda edición, Madrid : Espasa Calpe, S.A..

Salcedo-Bastardo, José Luis. [2006] (1977) *Visión y revisión de Bolívar*, Caracas : Monte Avila Editores.

英語文献

Lynch, John. [2007] *Simón Bolívar　A Life*, New Haven and London : Yale University Press.

_____ [1986] *The Spanish American revolutions, 1808-1826* (*2nd. Ed.*), New York : W.W.Norton & Company.

日本語文献

五十嵐武士、福井憲彦 [1998]『世界の歴史２１　アメリカとフランスの革命』中央公論社。

伊藤貞夫 [1982]『古代期アテネの政治と社会』東京大学出版会。

加茂雄三 [1978]『世界の歴史２３　ラテンアメリカの独立』講談社。

神代　修 [2001]『シモン・ボリーバル　ラテンアメリカ解放者の人と思想』春秋社。

浜　忠雄 [2003]『カリブからの問いーハイチ革命と近代世界』岩波書店

福田歓一 [1985]『政治学史』東京大学出版会。

_____ [1970]『近代の政治思想』岩波新書、岩波書店。

翻訳文献

Montesquieu, Charles Louis de Secondat, Baron de la Brède et de [1748] *De L'esprit des Lois*, Paris (=2013, 野田良之　ほか訳『法と精神』岩波文庫　上、中、下巻　岩波書店)

Rousseau, Jean Jacques [1755] *Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes*, Paris (=2015、本田喜代治・平岡昇　訳『人

間不平等起源論』岩波文庫、岩波書店）

Salcedo-Bastardo, José Luis［1982］*Bolívar : Un continente y un destino*, Caracas : Comité Ejecutivo del Bicenario de Simón Bolívar.（＝2008、水野　一監訳『シモン・ボリーバル　ラテンアメリカ解放者の人と思想』春秋社）

Smith, Anthony D.［1986］*The Ethnic Origins of Nations*, UK. : Blackwell Publishers.（＝2007、巣山靖司／高城和義　他訳『ネイションとエスニシティ』名古屋大学出版会）

――――――――――［1991］*National Identity*, London : Penguin Books Ltd.（＝2014、高柳先男訳『ナショナリズムの生命力』晶文社）

Williams, Eric［1970］*FROM COLUMBUS TO CASTRO The History of the Caribbean, 1492-1969*, London:Andre Deutsch.（＝2014, 川北　稔訳『コロンブスからカストロまで』（Ⅰ）（ⅠⅠ）岩波現代文庫　岩波書店）